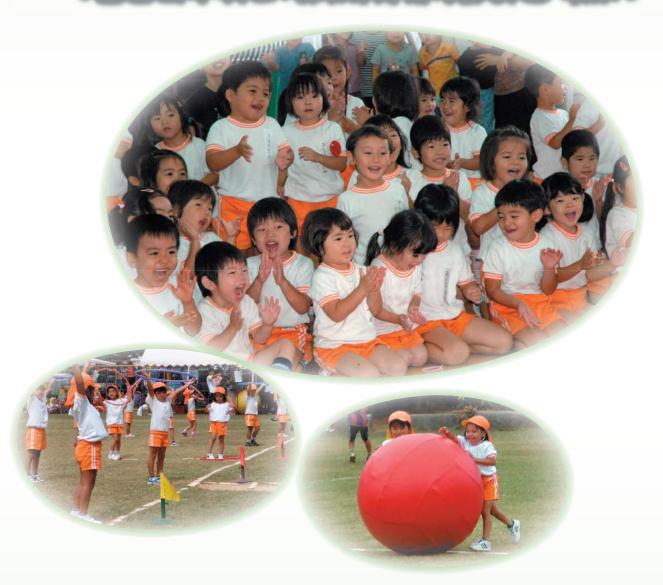
多数の子の音能である。

(宮古島市次世代育成支援行動計画 復期)





平成22年3月沖縄県宮古島市



ごあいさつ

子どもは "結いの島 宮古"の将来を担う宝であり、未来への希望です。 子どもたちが、先人の培ってきた人と人とのつながりを大切にする「結い」 の精神を受け継ぎながら、健やかに成長していくことは、私たちの願いです。

今日、厳しい経済状況や、将来への不安を抱える人が増加している時代の 中で、少子化が進行してきました。

本市においても例外ではなく、少子化の進行により人口の減少、高齢化、地域社会の活力の低下が懸念されています。

本市では、平成 18 年 3 月に宮古島市次世代育成支援行動計画の前期行動計画を策定するとともに、様々な事業を実施し少子化の抑制に取り組んできました。その結果、合計特殊出生率は、平成 17 年~19 年まで3年連続で上昇しています。

こうした前期計画の成果と課題を踏まえるとともに、さらなる少子化抑制 に向け、前期計画の見直しを行い、後期計画として「宮古(みゃ~く)の子・ 育成プラン」を策定しました。

本プランを進めるにあたっては、行政だけでなく、市民の皆様、企業の皆様が力をあわせ「結い」の精神を発揮し、一緒になって取り組んでいくことが必要であり、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、市民ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、宮古島市次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様、多くの皆様から貴重なご意見をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

平成 22年3月

宫古島市長 下地 敏彦

宮古の	子	育	成フ	゚ラン		(船	計)																		
1	計画	i の背	景と	目自	勺	•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	
2	計画	の 位	置:	づけ	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	
3	計画	フレ	· - L	4	• •	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	
4	計画	期間] •	•	• •	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	
5	計画	策定	≧の初	点	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	
6	計画	の理	l念と	.基2	目才	標	(理	L念	()	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	
			//	,			(基	本	目	標)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	
7	計画	の 体	系	•	• •	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 (C
8	市民	(地	地域)	、企	業	(事	業	所)), ;	行政	女の	役	割		•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 2	2
9	推進	体制		•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 ;	3
宮古の	子	育	成フ	゚ラン		(名	子論	i)																		
第1	章	健や	かな	i 成县	長を	支	える	健	康	づく	(1)	支	援	の	推	進										
		1	母子	保保	建サ	-	ビス	くの	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4	
		2	思耄	事期	牧育	<u>の</u>	充其	Ę	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8	
		3	食を	通し	ノて	の	教育	りの	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9	
第2	章	多模	長な子	育	て支	援	の推	進																		
		1	保育	すサ-	- Ľ	ス	の充	実	;	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2	
		2	子育	すて3	支援	サ	-Ł	(ス	の	充身	E	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4	
第3	章	生き	るナ]を育	すむ	教	育璟	境	の	充身	E															
		1		るフ				•	_		力	の	定	着		•	•	•	•	•	•	•	•	_	7	
		2	家庭	■や♯	也域	の	教育	力	向	上	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1	
	_				_						_															
第4	章				_																			_		
		1		子な信	_						_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	_	4	
		2	安全	₹•3	足心	の	まを	うづ	<	りの)推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6	
tete =		7 *	. — ·	13n -	L ,	<u> </u>	114 TE	خدر ۵		7d= /*																
弟 5	章										_	, / 												_	_	
		1	子育	j (l	ノヤ	9 (い別	汀	填	項0	ノ唯	禾		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9	
等6	章	/中学	套 ≠	1. 心 3	ェト	*	スフ	تا ع	# :	. 幸	. 7	· 李	7	孛	豆	^	<u>ጥ</u>	+ ·	亚	<u>ጥ</u>	本	#				
万 □	부	休報		こかる 養等を			_				_						رں.	又:	液	ν)	兀	夭		Λ	2	
		1	不 5	₹ 75 (انكا: ت	女	٧ ب	9	J	ر ک	ノ注	* •	U)	X	1友		-	-	•	-	-	-	-	4		

2 ひとり親家庭への自立支援 ・・・・・・・・・

3 障がい福祉サービスの充実 ・・・・・・・・・

44

45

資 料 編

宮古島市	の現状
------	-----

	1	人	П	•	世	帯	の	推	移		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
	2	出	生	の	動	向		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 1
	3	婚	姻	の	動	向		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 2
	4	女	性	の	就	業	¥.		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
	5	世	帯	類	型	別1	#	帯	数	の	動	向		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 4
	6	保	育	関	連	施	没	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 5
	7	放	課	後	児	童(=	関	す	る	施	設	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
サービス	目標	量	σ	倹	討		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 7
次世代育	成に	関	す	る	=	— ;	ズ	調	査	の	概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
策定の基	本方	針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	69
策定の経	過	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7 2
計画に関	する	要	綱	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	73
地域協議	会委	員	名	薄		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77
策定委員	会委	員	名	蒪		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	78
作業部会	委員	名	簿		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	79









我が国では、世帯規模の縮小や女性の社会進出などが進み、国民一人ひとりの生活価値観が多様化する一方、地域社会の共同体的システムが崩れていくなど、「子ども達が生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境」が大きな変化をとげてきました。

特に、出生率の低下による少子化がもたらす社会構造(人口構成)のアンバランスな状況は、社会の安定的な発展を阻む要因として問題視され、これを改善するために子ども達の健やかな成長を社会ぐるみで支援する取り組みが我が国の重要な施策として取りあげられるところとなっています。

そうした中、国においてはこれまで「エンゼルプラン」、「少子化対策推進法」 等の少子化対策を打ち出し、平成 15 年7月には、「次世代育成支援対策推進法」 を制定しました。これによって、地方公共団体、事業主等による次世代育成支 援行動計画の策定が義務づけられるところとなりました。

本市においては、合併前に旧市町村で策定された次世代育成支援行動計画を踏まえながら、「宮古の子・育成プラン〜宮古島市次世代育成支援行動計画(前期)〜」を策定しました。そして、同計画が平成21年度で期間満了となることから、新たな計画の策定を行うこととなりました。

行動計画では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的とした次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進していくことが求められます。

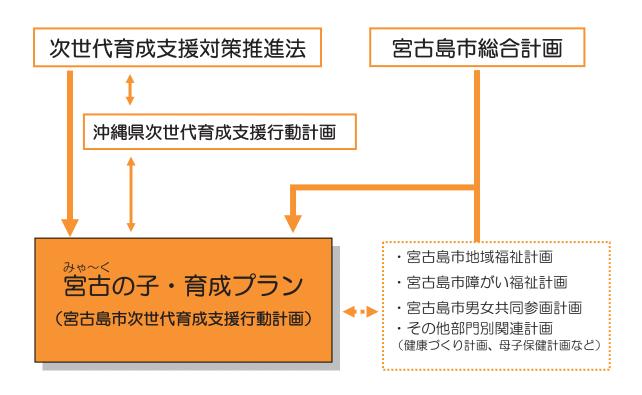
また、保育に加え、地域における「子育て支援力」の充実、子育て家族が暮らしやすい地域づくり、次世代を育む若い世代への支援、子どもや母親の健康・安心・安全の確保、子育て支援に関する行政サービスの充実、地域における「男性を含めた働き方の見直し」など、幅広い分野の施策を盛り込んでいくことが期待されています。

そこで、本計画は、家庭、地域、保育所、学校、民間企業、NPO法人(特定非営利活動法人)、行政が一体となって、次代を担う子ども達の健全育成に取り組むための具体的な施策を推進するために、「宮古の子・育成プラン〜宮古島市次世代育成支援行動計画(後期)〜」を策定します。



計画の位置づけ・・

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づくとともに、本市の上位計画である「宮古島市総合計画」を踏まえるものとします。また、障がい福祉計画、男女共同参画行動計画などとの整合性をもつものとします。







計画フレーム

計画期間における人口の予測は、以下の通りとなります。

		平成 17 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
	0~17歳	11,641	11,151	11,041	10,923	10,827	10,710
	0~5歳	3,533	3,713	3,689	3,604	3,523	3,435
	6~11歳	3,826	3,601	3,593	3,620	3,655	3,685
	12~17歳	4,282	3,837	3,759	3,699	3,649	3,590
給	総人口(参考)	53,493	53,239	53,100	52,902	52,754	52,525

※本計画における人口推計は、国の示す「特定 14 事業」の目標事業量を算出するための基礎的なデータとなるものです。算出にあたっては、厚生労働省が作成した「地域行動計画策定の手引き」に準じて目標年における宮古島市の将来人口を推計しています。 平成 17 年の国勢調査を基準にしています。



計画期間

本計画期間は平成22年度~26年度までとなっています。

社会情勢の変化等に的確に対応するため、計画期間を前期と後期に分けて策定しています。

前期計画(平成18年度~平成21年度)

後期計画(平成22年度~平成26年度)





計画策定の視点・

本計画を策定するにあたって、国は9つの基本的視点を列記しています。本市としては国の同視点を踏まえ、本市の特性を考慮し、4つの基本的視点をキーワードに本計画を策定します。

◆宮古島市の4つの視点

(1)親と子の育ちを見守り、支えていく視点

子を産んだ親、あるいはこれから生みたいと願っている人の中には、子育て に自信が持てない、仕事などとの両立が困難といった悩みを抱えている方も少 なくありません。

次世代育成支援対策推進法では、「父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」としています。

「第一義的責任を有する」とされる中で、誰にも相談できずに子育てに思い 悩む保護者は多く、一方で、暴力やネグレクトなどにより養育を放棄してしま うケースも急増しています。

平成 21 年3月に実施したアンケートでは、子育てに関して悩みを抱えている保護者も多く、中には虐待を伺わせる状況もみられます。そうした中で、相談相手がいない保護者もわずかながらおり、事態の深刻化が懸念されます。また、虐待の報告も年々増加傾向にあります。

そうした状況を踏まえ、「全ての子ども」「全ての子育て家庭」に対し、実情に応じたきめ細かな支援を進めていくことが必要です。子どもにとって何が大事か、時には子ども達の声にも耳を傾けながら、保護者やそれを取り巻く社会が的確に判断し、子育てに取り組んでいくことが重要です。

(2)仕事と家庭の両立を応援する視点

子育てをしながら働き続けるためには、働き方の見直しや仕事と子育てが両立できる就労環境を進めることが大切です。

仕事と家庭が両立できる社会の実現は、国民一人ひとりがやりがいや充実感

を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされています。

平成 21 年3月に実施したアンケートでは、子育てしながら働く上で「休みが取りにくい、残業が多い」や「子どもの病気などで急用が入ったとき、職場で柔軟な対応ができない」との回答もみられます。さらに、「家事(育児)・プライベートの生活時間」を優先したいという希望はあるものの、現実としては「仕事時間」を優先にしている方が多くなっています。

このため、事業主に対する役割の周知や理解を呼びかけ、仕事と家庭の両立ができる環境づくりに取り組みます。

(3)地域社会で支える視点

子育ては地域社会を含めた社会全体で取り組むものです。しかしながら、近年では社会情勢が大きく変化し、子育ての孤立化などの問題が顕在化してきています。

平成21年3月に実施したアンケート調査では、子育てしやすい理由として、「親が近くにいる」、「知り合いが多い」など、親や知人と接点がもてることが子育てのしやすさに結びついています。

しかし都市域では、居住地域内での人と人との結びつきは必ずしも強いわけ ではありません。

そうした中で、子育てにおいて、人と接点をもつことが重要とされていることから、地域社会の中での市民同士が結びつきを持ちつつ、子育てを行っていくことが重要です。

離島県の離島で社会資源も限られている本市においては、地域社会での支え 合いの視点は今後も重要な視点です。

(4)サービス資源の効果的活用の視点

安心できるサービスを提供していくためには、サービスの量だけでなく、質の確保も重要です。そうした中、本市は離島であり、人口規模も5万3千人程度であるため、子育て関連サービスには限りがあります。

したがって、本市において、子育て関連サービスを充実していくため、今ある限られた資源(施設資源、人的資源など)をいかに有効に活用していくかが

重要な視点となります。

このため、地域の*インフォーマルサービスも取り込みながら、サービス資源の確保・効果的活用を図っていくことが重要です。

※インフォーマルサービス・・・家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的な援助





(1)計画の理念

【キャッチフレーズ】

結いのこころで共に支え、共に育む
 営古の子

近年、全国的な課題として、少子・高齢化の進展や地域の連帯意識の希薄化が進むなど、社会の姿が大きな変化をみせています。

そうした中、離島地域である本市が将来に渡って発展していくためには、人と人とのつながりを大切にしていくとともに、限りある地域資源を有効に活用し、次代を担う子ども達を地域ぐるみ、島ぐるみで育てていくことが大切です。

また、本市各地においては"地域ぐるみ"あるいは"気心の知れた仲間同士"で子ども達を育てる取り組みもみられます。こうした取り組みの芽を育むとともに、本市が培ってきた「結い」の精神を受け継ぎ、心と心が通い合う島づくりを進めていく必要があります。

また、本市は恵まれた自然環境にあり、地域性豊かな伝統文化も息づいていることから、"実体験を通して子ども達に生きる力を身につけさせること"や"島の文化・産業を伝えていくこと"も重要です。

島づくりの基本的な方向性を示した「宮古島市総合計画」では、本市の将来像として『こころつなぐ 結いの島 営古 ~みんなでつくる 元気で誇れる島づくり~』を掲げています。

その中には"力を合わせて支え合いながら発展していく"、"住民本位で、誰もが島の一員であることを実感できる連帯感のあるまち"、"人もまちも元気で楽しい島でありたい"という願いが込められています。

こうした願いを受けとめ、市民が相互に支え合い、地域資源の活用を図りながら、素直で光り輝く子ども達の育成に取り組むこととします。

(2)計画の基本目標

①健やかな成長を支える健康づくり支援の推進

宮古島市の将来を担う子ども達が健やかに成長するためには、その保護者も 心身ともに健康でなければなりません。また、次の時代の親となる青少年も同様です。

そのため、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの支援を行い、健 やかな成長を支えます。

②多様な子育て支援の推進

「在宅での子育て」や「仕事と子育ての両立」など自分にあった子育てを選択し、その係る負担を軽減しつつ子育てをしていくことができるよう、すべての子育て家庭に対する支援を図ります。

③生きる力を育む教育環境の充実

宮古島市の将来を担う子ども達が、「豊かな心」と「たくましく生きる力」を 備えた人間として成長していくためには、自ら考え、判断し、行動できる児童 生徒の育成及び基礎学力の定着が不可欠です。

そのため、学校・家庭・地域が一体となり、協力・連携し、教育環境の充実を図ります。

④安全で快適な子育て環境の充実

次代を担う子ども達がのびのびとした環境で成長できるよう、良好な住宅、 快適で利用しやすい道路・公園などの公共空間、地域コミュニティを活かした 防犯体制の確保など、安全で快適な子育て環境の充実を図ります。

⑤子育てしやすい就労環境の確保

宮古島市の将来を担う子ども達が健やかに成長するためには、その保護者などが家庭生活と仕事の両立ができ、ゆとりを持って子育てに向き合える就労環境が必要です。

そのため、企業等の子育てや再就職に対する理解や協力を促すとともに、男女が共に子育てに参加するなど子育てしやすい環境を構築するため、男女共同参画社会の実現に向け取り組みます。

⑥保護等を必要とする子ども達・子育て家庭への支援の充実

子どもの権利を守り健やかな成長を支えるためには、保護などを必要とする 子ども達やその保護者に対して適切な相談対応や支援、サービスの提供に努め ることが必要です。

このため、関係機関等の連携を強化し、要保護児童への支援やひとり親家庭、障がい児を持つ家庭に対する適切なサービスの提供を進めます。



育

to



計画の体系

計画の全体構成は以下の通りです。

宮

古

島

市

0

基

本

的

視

点

4つの基本的視点

親と子の育ちを見守り、 支えていく視点

仕事と家庭の両立を応 援する視点

地域社会で支える視点

サービス資源の効果的 活用の視点

国の基本的視点

基本目標

基本方針

健やかな成長を支える 健康づくり支援の推進

- 1) 母子保健サービスの推進
- 2) 思春期教育の充実
- 3) 食を通しての教育の推進

多様な子育て支援の推 進

- 1)保育サービスの充実
- 2) 子育て支援サービスの充実

生きる力を育む教育環境の充実

- 1)生きる力の育成及び 基礎学力の定着
- 2) 家庭や地域の教育力向上

安全で快適な子育て環境の充実

- 1) 良好な住宅・住環境の確保
- 2) 安全・安心のまちづくりの 推進

子育てしやすい就労環 境の確保

1)子育てしやすい就労環境の確保

保護等を必要とする子 ども達・子育て家庭へ の支援の充実

- 1)保護を必要とする子ども達への支援
- 2)ひとり親家庭への自立支援
- 3)発達が気になる児童などへの支援サービスの充実



市民(地域)、企業(事業所)、行政の役割

(1) 市民(地域)の役割

- ◆ 市民一人ひとりが、子どもの健やかな成長に大切なものは何か考えま しょう。
- ◆ 子どもとあったら挨拶するなど、できるところから子どもと関わりあいましょう。
- ◆ 家庭では、性別にかかわらずすべての家族が、協力して家事や育児を 行いましょう。
- ◆ 子どもが幼い頃から、あいさつや食事、手伝いなど基本的生活習慣が 身につくよう、心がけましょう。
- ◆ 子育てのことなど、一人で悩まずに誰かに相談しましょう。
- ◆ 地域の行事や活動などに参加し、人や地域との関わりを持ちましょう。

(2)企業(事業所)の役割

- ◆ 地域の子育でに関する活動に参加し、社会的貢献に努めましょう。
- ◆ 就労環境や労働条件の整備を図るとともに、男性の子育てへの参加に 対する理解を事業所全体で深めましょう。

(3) 行政の役割

- ◆ 宮古島市は、全ての子どもたちの幸せを考え、子どもたちの成長に良好な環境を整えます。
- ◆ 多様化する市民の子育てニーズを把握しながら、市民(地域)や事業所と協力しあい、利用者の立場にたった効率の良いサービスの展開をめざします。
- ◆ 子育てなどのサービスに関する情報提供を常に行います。
- ◆ 良質なサービスが安定供給されるよう、サービスの提供者に対して働きかけを行います。
- ◆ 子どもたちの育ちに関わる分野は保健、福祉、教育、就労など多方面 にわたるため、庁内の協力体制を強化し本計画の着実な実施に努めます。



推進体制 ••••••••••••

(1) 行動計画の周知

本計画は、市民、地域社会、保育所、学校、企業等関係者、関係団体が一体となって取り組む計画です。

なぜ、計画を策定したのか、その背景を理解してもらうことが、計画推進 の第一歩であると考えます。

そのため、市民をはじめ関係者に対し、あらゆる機会を通じて計画の周知に取り組みます。

(2) 行動計画の点検・評価体制の確保

計画の実施については、各施策に位置づけた担当課が中心に取り組むこととなります。

今後は、計画に沿って着実に施策を推進していくことが重要であり、実施 した施策が市民ニーズに合致していたかどうか、当初設定した目標事業量が 達成できたのかどうかを点検・評価していくことも重要です。

したがって、計画内容を定期的に点検・評価するために、行政内においては、計画策定時の作業部会を中心に「宮古の子・育成プラン事業評価委員会」を設けるとともに、市民を含め外部においては、計画策定時の地域協議会の参加組織を中心に「宮古の子・育成プラン事業評価地域協議会」を設けることとします。

特に行政内においては、財政的に厳しい状況の中で市民ニーズに対応していくため、事業を効果的効率的に実施していく必要があります。したがって、 先の事業評価委員会で、各課が施策に関する情報の共有化を図り、効率的に 事業を展開していくこととします。





■ 第1章 健やかな成長を支える健康づくり支援の推進

■ 第2章 多様な子育で支援の推進

■ 第3章 生きる力を育む教育環境の充実

■ 第4章 安全で快適な子育で環境の充実

■ 第5章 子育でしやすい就労環境の確保

■ 第6章 保護等を必要とする子ども達・子育て家庭への支援の充実



第1章

健やかな成長を支える健康づくり支援の推進

基本目標の考え方

宮古島市の将来を担う子ども達が健やかに成長するためには、その保護者も 心身ともに健康でなければなりません。また、次の時代の親となる青少年も同様です。

そのため、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの支援を行い、健 やかな成長を支えます。

施 策 の 基本方針

◆母子保健サービスの推進

母と子の健康保持・増進を図るために、母子保健サービスを推進します。

現状と課題

① 本市では毎年度約 600 件の妊娠の届出があり、親子健康手帳を交付しています。

交付の際は面接を行い、母子の健康管理や母子保健制度などの説明を行っています。しかしながら、中には出産間近や出生後に交付を申請する方もおり、そうした方は検診結果から要指導者の割合が高く、母子の健康管理の面から憂慮される状況があります。

母子ともに健康管理が適切になされるよう、医療機関との連携や保健指導を強化する必要があります。

② 本市では妊娠中の身体の異常を早期に発見し、治療できるよう、定期健康 診査を国の特別対策分の9回分を含め、14回公費負担により行っています。 しかし、国の特別対策が平成22年度で終了することから、定期健康診査の 受診回数の減少が懸念されます。

このため、安心して子どもを産むことができるよう、特別対策の継続を国・ 県に働きかけていく必要があります。

③ 保護者が育児不安を解消し安心して出産、育児を行うことができるよう、

マタニティースクールや赤ちゃん広場などを開催しています。しかし、若年妊婦や、配慮の必要な乳幼児とその保護者の参加が得られない状況となっています。

このため、各講座の周知を図るととも に、母子保健推進員などとの連携により 参加促進を図っていく必要があります。



④ 乳幼児が健やかに成長できるよう、乳幼児健診、乳幼児相談、訪問指導を 実施しています。核家族化やひとり親家庭の増加などにより、相談件数が増加し、相談内容も多様化しています。

そうした中、保健師の資質向上、臨床心理士などの専門職の確保及び充実が求められています。また、地域での保健活動の担い手である母子保健推進 員の確保及び充実も必要です。

⑤ 沖縄県のむし歯保有率は全国一で、その内宮古地区は 3 才児が県内ワースト1となっています。本市ではむし歯予防に向け、乳幼児健診時に歯科診療、歯磨き指導を行うとともに、保育所でのフッ素洗口の支援を行い、成果が現れつつあります。

今後とも保健所、宮古地区歯科医師会との連携により市民の理解を深め、フッ素洗口を推進していく必要があります。



施策の推進

- ①親子健康手帳交付時の保健指導の充実(健康増進課)
 - ・ 早期の親子健康手帳の申請を促すとともに、交付時の保健指導の充実 を図ります。
- ②妊産婦健康診査・B型肝炎防止事業の推進(健康増進課)
 - ・ 妊婦の健康診査・B型肝炎防止事業を実施するとともに、受診率向上 に努めます。
 - ・ 公費負担制度の継続について、国・県への働きかけを行います。
- ③妊産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進 (健康増進課)
 - ・保健師、助産師による奸産婦新規訪問指導を推進します。
 - ・ 妊婦健診結果からの要指導者への保健指導を強化します。
 - ・ 生後4ヶ月までの乳児がいる世帯を対象に、母子保健推進員が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を推進します。
- ④マタニティースクール、赤ちゃん広場など健康教室の充実(健康増進課)
 - ・ 保護者の参加促進に向け周知を図るとともに、学習内容の充実に努めます。
- ⑤不奸治療対策の促進(健康増進課)
 - ・市民に対する事業(不妊治療費助成等)の情報提供を図ります。
 - 必要に応じて関係機関への紹介を行います。
- ⑥乳幼児健康診査の推進(健康増進課)
 - ・ 母子保健推進員との連携により、健診受診を促進します。
 - ・ 育児不安の解消に努めるため、保健指導の充実を図ります。
 - ・ 臨床心理士や検査技師などの専門職の確保に取り組みます。
- ⑦乳幼児相談・訪問指導の推進、子育て相談の充実(健康増進課)
 - 相談しやすい環境づくりに努めます。
 - ・ 保健師の資質向上や、臨床心理士の人材確保に努めます。

⑧予防接種の推進(健康増進課)

・ 接種率の低い種類について接種効果の周知を行い、各種予防接種を推 進し、接種率の向上に努めます。

⑨むし歯予防対策の充実(健康増進課/児童家庭課/学校教育課)

・ 福祉保健所、地区歯科医師会との連携により、保育所、幼稚園、学校でのフッ素洗口、歯磨きの取り組みを強化します。

⑪栄養指導の充実(健康増進課)

- ・ 妊産婦健診や乳幼児健診時に、栄養指導を進めます。
- ・ 必要に応じて、栄養士による個別訪問指導を行います。

⑪乳幼児医療費助成事業などの推進(健康増進課)

乳幼児医療費助成事業、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究 事業、母子・父子家庭及び重度心身障害者(児)の医療費助成事業を進 めます。

⑩母子保健推進員活動の支援充実(健康増進課)

- 保健師との連携強化により、各地区での活動充実を促進します。
- 研修会などによる資質向上を図ります。
- ・ 宮古島市母子保健推進員協議会の設置に向けた支援を進めます。
- ・ 母子保健推進員の未配置地区の解消に向け、人材の確保、育成に取り 組みます。



施 策 の 基本方針 2

◆思春期教育の充実

思春期の子どもたちの心身の健全な育成を図るために、思 春期教育の充実を図ります。

現状と課題

① 性教育については、各学校において保健体育や保健委員会活動の中で学年 に応じて取り組むとともに、思春期フェスティバルの開催など、意識啓発活 動を行っています。

しかし近年、中高校生を中心に性に関する問題行動が発生していることから、問題行動を起こした生徒に対するケアにも取り組むことが求められています。



② 思春期赤ちゃんふれあい体験学習は、命の尊さを学ぶことを目的に、夏休み期間中に希望のあった中学校に対し、「赤ちゃん広場」と同時に実施しています。

しかし、希望者のいない年もあることから、多くの生徒の参加促進が求められています。

③ 喫煙、飲酒、薬物などの防止教育については、学校の敷地内を全面禁煙にするなど、児童生徒を取り巻く環境の改善を図るとともに、学校、家庭、地域が連携し講演会を開催するなど、意識啓発に努めてきました。

しかし、未だ飲酒補導率が高いことや、喫煙者の低年齢化が進んでいることなどから、さらなる対策の強化が求められています。

施策の推進

- ①性に関する正しい知識の普及(学校教育課/健康増進課)
 - ・ 県福祉保健所や学校現場などと連携し、性教育の充実を進めます。
 - ・ 家庭に対する啓発活動に取り組みます。
 - ・ 関連する学校職員の資質向上に取り組みます。
 - ・ 問題行動が発生した場合には、スムーズに対処できるよう関連機関との連携に努めます。

②思春期赤ちゃんふれあい体験学習の推進

(健康增進課/児童家庭課/学校教育課)

- 多くの生徒の参加促進を図ります。
- 体験学習を実施している保育所と、学校との連携強化を進めます。

③喫煙、飲酒、薬物等防止教育の推進(学校教育課/健康増進課)

- ・ 警察署やPTAなどの関連機関との連携を強化し、喫煙や飲酒の防止 運動に取り組みます。
- ・リーフレットの作成・配布により意識啓発に努めます。

施 策 の 基本方針

◆食を通しての教育の推進

子どもたちの健康な心身の育成を図るために、食を通して の教育の推進を図ります。

現状と課題

① 食育に関しては、上野中学校が食育モデル推進校として指定され、地産地消による給食に取り組むなど様々な事業が行われていますが、体系的な取り組みには至っていません。

このため、関係各課、関連団体との連携を図りながら、全庁体制による食育の推進を図る必要があります。

② 生活習慣病予防のために食生活改善推進協議会との連携により、食に関する学習活動を行う「ヘルスサポート事業 21」を中学校や保護者を対象に実施しています。

また、食に関する学習活動に取り組んでいない学校もあることから、食生活改善推進協議会との連携を強化し、全市的な取り組みが必要です。

施策の推進

①親子料理体験教室の推進(健康増進課)

- ・ 親子で食に関する関心を高める機会の 創出に取り組みます。
- ・ 幼稚園児と保護者を対象にした親子食育事業を推進します。



②学校教育における食育の推進(学校教育課)

・ 「食に関する教育実践校」の成果を市内全ての小・中学校で活用し、 学校教育における食育の充実を図ります。

③食生活改善推進員の支援、連携強化(健康増進課/学校教育課)

- ・ 食生活改善推進員の育成と活動の場の提供に努めます。
- 各地域における推進員の確保に取り組みます。
- ・ 「ヘルスサポート事業 21」の実施に向け、食生活改善推進協議会との連携を強化します。



④食育推進協議会の設置(健康増進課/学校教育課/農政課)

- ・ 関連団体や関連機関と連携を図り、食育推進協議会を設置します。
- ・ 全庁体制による食育を推進するため「宮古島市食育推進計画(仮称)」の策定に取り組みます。

施策推進のための事業等	基準値 平成20年度(2008)	目標値 平成 26年度(2014)				
妊産婦健康診査	受診実人員:418人 受診率:87.6%	受診実人員:540人 受診率:90%				
妊産婦訪問指導	訪問者数:462人	訪問者数:400人				
新生児訪問指導	訪問者数:222人	訪問者数:230人				
マタニティースクール	年間実施回数:18回参加率:32.3%	年間実施回数:18回参加率:35%				
赤ちゃん広場	年間実施回数:6回参加率:24.0%	年間実施回数:6回参加率:30%				
乳幼児健康診査受診率	4ヶ月児: 94.5% 10ヶ月児: 90.9% 1歳6ヶ月児: 91.0% 3歳児: 87.7%	4ヶ月児: 100% 10ヶ月児: 100% 1歳6ヶ月児: 95% 3歳児: 90%				
乳幼児相談	来所相談:731人 訪問相談:571人	来所相談:530人 訪問相談:400人				
予防接種接種率	ポリオ:58.1% DPT:64.8% MR(1期):97.8% (2期):96.0%	ポリオ:70% DPT:70% MR (1期):100% (2期):100%				
フッ素洗口 各保育所実施	実施率: 73.5%	実施率:80%				

第2章 多様な子育て支援の推進

基本目標の考え方

「在宅での子育て」や「仕事と子育ての両立」など、自分にあった子育てを 選択し、子育てにかかる負担を軽減しつつ子育てをしていくことができるよう、 すべての子育て家庭に対する支援を図ります。

施策の 基本方針

◆保育サービスの充実

働きながら子育てを行う保護者に対する支援を行うため、 保育サービスの充実を図ります。

現状と課題

① 本市では、働きながら子育てを行う保護者への支援を行うため、市立保育 所 11 力所、法人保育所9力所で保育サービスの提供を行っています。

平良地区では保育ニーズが高く、法人保育所で定員の 10% 増による保育を 実施していますが、待機児童がみられる状況です。

市立保育所では、今後増加する職員の定年退職に伴い、質の高い保育サー ビスの維持や園舎の老朽化が課題となっています。



② 障がい児保育については、ほとんどの市立保育所及び法人保育所での受入 体制は確立されていますが、障がいに対する専門的知識のある職員がいない 状況です。

近年は、配慮を要する幼児が増えており、職員を増員し対応している保育所もあります。

③ 認可外保育施設は、そのほとんどが平良地区に立地しており、多様な保育の受け皿として機能している状況もみられます。

このため、保育環境の充実を図るため、園児へのおやつ代や保育士などに 対する健康診断費用など、各種助成を行っています。

また公立保育所では、職員の定年退職増加に伴い、保育所の運営が困難な 状況になると予測されており、認可外保育施設の認可化に向けた支援を行う 必要があります。

④ 学童クラブは平良地区を中心に 14 カ所で実施しており、放課後、園児や児童の受け入れを行っています。

平成 21 年度まで、沖縄県においては本来は事業対象ではない幼稚園児に 対しても、国からの支援が行われてきました。

各学童クラブとも幼稚園児の受け入れが多くみられることから、幼稚園児に対する支援の継続的な実施に向けて、国・県への働きかけを行う必要があります。

施策の推進

①保育サービスの充実(児童家庭課)

- 保育サービスの基本である通常保育のさらなる充実を目指します。
- ・ 延長保育(30分)を継続するとともに、1時間延長保育の保護者ニーズの把握を行い、必要に応じて実施します。
- ・ 新たな公立保育所での病児・病後児保育の創設に向けて、取り組みます。
- 認可保育所での障がい児保育を実施するとともに、適切な保育サービスが提供できるよう努めます。

- ・ 障害などに関する勉強会の実施や研修会への派遣により、職員の資質 向上に努めます。
- 休日保育のニーズの把握を行い、必要に応じて実施します。

②認可外保育施設の充実(児童家庭課)

・ 園児や保育士などに対する各種助成を継続するとともに、認可化に向けた支援を行います。

③保育所の整備(児童家庭課)

- ・ 市立保育所の園舎の維持管理、計画的な改築に取り組みます。
- ・ 安心子ども基金を活用し、法人保育園舎の改築や拡充を支援します。





施 策 の 基本方針 2

◆子育て支援サービスの充実

家庭で保育を行っている保護者をはじめ、すべての子育て 家庭に対する子育て支援サービスの充実を図ります。

現状と課題

① 本市では、「育児の援助を受けたい人」と「行いたい人」が会員となり、地域でお互いに助け合う、ファミリー・サポート・センター事業を展開しています。

年1回会員養成講座を実施していますが、22 時間のカリキュラムを全日程 受講できないなどの理由により、受講者が減少しています。 今後は、新規会員の確保や会員の能力向上を図る取り組みが必要です。

② 本市では、家庭で子育てしている保護者を対象に、地域子育て支援拠点事業(センター型・ひろば型)を実施しています。

地域子育て支援センターは、子育てに対する不安の解消や保護者同士の交流の場として活用されています。

しかし、県補助金の減額により、事業規模の縮小が懸念されています。

施策の推進

- (1)ファミリー・サポート・センターの利用促進(働く婦人の家)
 - ・ 事業内容の周知に努め、新規会員の確保や会員の能力向上、会員間の 交流を進めます。
- ②地域子育て支援拠点事業の充実(児童家庭課)
 - ・ 地域子育て支援拠点事業(センター型・ひろば型)の維持に努め、支援内容の充実を図ります。
- ③民生委員・児童委員の連携強化(生活福祉課)
 - ・ 民生委員・児童委員との連携を強化し、子育て家庭の相談体制の強化 に努めます。
- ④子育て情報誌の普及促進(働く婦人の家)
 - 子育てを応援する「宮古子育て情報誌」の普及に努めます。
- ⑤児童館・児童センターの充実(児童家庭課)
 - 各種講座の開催やボランティア活動などの充実を図ります。
 - ・ 児童館・児童センターの利用が難しい地域での移動児童館を実施します。
 - 児童館での子育てサークルへの支援を行います。
- ⑥放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の充実(児童家庭課)
 - 児童センターや学校の余裕教室の利用を促します。

- ・ 同事業における幼稚園児に対する支援継続に向けて、国・県へ働きかけを行います。
- ・ 地域子ども教室との連携についても検討を行います。

施策推進のための事業等	基準値 平成20年度(2008)	目標値 平成 26年度(2014)
通常保育	定員数: 1,475 人 利用者数: 1,414 人	定員数: 1,535 人 利用者数: 1,535 人
延長保育(30分延長)	利用者数:72人施設数:7力所	利用者数: 144 人 施設数: 14 力所
病児・病後児保育	未実施	定員数:4人 施設数:1力所
放課後児童健全育成事業	利用者数:311人施設数:7力所	利用者数:390人施設数:9力所
ファミリー・サポート・センター	会員数:352人 利用件数:238件	会員数:480人利用件数:250件
地域子育て拠点支援事業(センター型)	利用者数:18,870人施設数:4力所	利用者数:20,757人 施設数:4力所
地域子育て拠点支援事業(ひろば型)	利用者数:6,764 人 (子どものみの数) 施設数:2カ所	利用者数:6,961 人 (子どものみの数) 施設数:1カ所
児童館・児童センター	利用者数: 49,153 人 施設数: 5力所	利用者数:54,068 人 施設数:5力所
移動児童館	利用者数:229人 実施箇所:2力所	利用者数:252人 実施箇所:2力所

第3章

生きる力を育む教育環境の充実

基本目標の考え方

宮古島市の将来を担う子ども達が、「豊かな心」と「たくましく生きる力」を 備えた人間として成長していくためには、自ら考え、判断し、行動できる児童 生徒の育成及び基礎学力の定着が不可欠です。

そのため学校・家庭・地域が一体となり、協力・連携し、教育環境の充実を図ります。

施 策 の 基本方針

◆生きる力の育成及び基礎学力の定着

自ら考え、判断し、行動できる児童生徒の「生きる力」の 育成及び基礎学力の定着を目指します。

現状と課題

① 全国学力・学習状況調査結果では、本市は小学校国語Aと中学校で県平均を上回っていますが、全国平均には達していない状況です。

このため、全国学力・学習状況調査の結果をもとに、各学校の課題を分析し、授業改善を行うなど、引き続き確かな学力の定着に向けた取り組みを行う必要があります。



② 本市では生徒指導の充実を図るため、全小中学校を対象に県教育庁宮古教育事務所と連携し「生徒指導に係る学校訪問」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」などに取り組んでいます。

他にも問題を抱える児童生徒、保護者、教職員に対する教育相談室の設置 や、心因的理由によって登校できない児童生徒に対する適応指導教室「まて いだ教室」による援助指導に取り組んでいます。

生徒指導については、各種事業の支援員や福祉セクションなどの関連機関との連携、支援体制の構築が図られつつあり、今後は年2回実施している「生活実態調査」の分析と分析内容の活用に向けて取り組む必要があります。

問題を抱える児童生徒や保護者への支援については、教育相談室と適応指導教室との連携強化や、遊び非行型の児童生徒に対する対応が課題となっています。さらに不登校を未然に防ぐために、保護者や家庭の支援を視野に入れたネットワークづくりが求められています。

③ 本市の特別支援教育は、県の特別支援教育グランドモデル地域に指定されています。これにより、サポートノート「えいぶる」の周知と活用、専門家チームによる巡回教育相談や特別支援教育支援員派遣事業など、関係機関との連携による取り組みを行っています。

その一方で、保育所、幼稚園、小学校間の情報交換の場が少ないことや、学校の要望応じた特別支援教育支援員の配置などが課題となっています。

※サポートノート「えいぶる」・・・発達の気になることがある子どもに関する様々な情報を、子どもと家族に関わる多くの人たちが情報を共有し連携を深め、その子どもの個性に応じた一貫した支援がなされるためのノート

④ 地域の特性を活かした学校づくりの一環として、地域人材バンクの設置による総合的な学習の時間への活用に取り組んでいる他、自然体験やボランティア活動、職場体験など、児童生徒の多様な体験活動の機会創出に努めています。

さらに、幼稚園、小学校、中学校での「学校評議員制度」や「教育の日」



の実施など、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいます。

今後は、「教育資源マップ」の作成やカリキュラムの開発、学校評議員からの意見反映の方法の検討など、より地域に開かれた地域特性を活かした学校づくりに取り組む必要があります。

⑤ 本市では放課後の子どもの居場所づくりとして、「宮古島市放課後子ども教室推進事業」を実施しています。

平成 21 年度は地域の指導者も参加し、学習支援や読み聞かせ、体験活動など、14 小学校で実施しました。

今後は、放課後の余裕教室活用に向けた学校の協力と、地域や学童クラブとの連携のあり方について検討する必要があります。

施策の推進

①幼稚園教育の推進(学校教育課)

- ・ 教育課程研究指定園(東幼稚園)への支援、交流学習の促進、幼稚園 教諭補助者の派遣を進めます。
- 幼稚園教諭の研修機会の拡充に努めます。
- ・ 就学前教育のニーズに対応するため2年保育を進めます。

②学力向上対策の充実(学校教育課)

・ 「生きる力」を育むために、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」、 そしてそれらを支える「基本的な生活習慣の形成」の4つの取り組みを 重点的に行います。

③生徒指導の充実(学校教育課)

・ 市スクールソーシャルワーカー活用事業、不登校等学習支援者配置事業の充実、生徒指導主任研修会の開催、生活実態調査の分析及び分析内容の活用を進めます。

④教育相談室・適応指導教室の充実(学校教育課)

- 関係機関や他の支援員との連携を強化します。
- 研修会などへ派遣し、相談員の資質向上を図ります。
- ・ 「教育相談室」と連携した体験活動や、学習活動などの多様な援助を 図ります。
- 学校と家庭の連携を強化し、原籍校への登校復帰を目指します。
- ・ 入室に係る手続の周知、体験や入室判定に関して適切に対応します。
- 遊び非行型の児童生徒に対する支援を強化します。

⑤不登校児童生徒などに対する支援の充実(学校教育課)

- ・ スクールソーシャルワーカーを活用し、支援の充実・発展に努めます。
- ・ 市福祉行政担当部局、警察、社会福祉協議会などの関係機関とネット ワークの確立に努めます。

⑥特別支援教育の充実に向けた取り組みの推進(学校教育課)

- ・ 学校の要望に応じた、特別支援教育支援員の配置を進めます。
- ・ 特別支援学級担任研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特 別支援教育にかかる講演会などの各種研修会を開催します。
- ・ 保育所、幼稚園、小学校間の連携を図るため、情報交換の場を確保します。
- ・ 専門家チームによる幼稚園、小学校、中学校の巡回教育相談の充実を 図ります。

⑦総合的な学習の時間支援事業の推進(学校教育課)

- 地域の人材などの教育資源を活用し、総合的な学習の展開を行います。
- ・ 学習マップや地域安全マップの作成、カリキュラムの開発などを行い ます。

⑧多様な体験活動の機会の充実(学校教育課)

- ・ 自然体験やボランティア活動、職場体験活動などの機会の充実を図ります。
- ・ 「キャリア教育」の充実を図るため、商工会議所などとの連携を強化 し、受入事業所の拡充に努めます。
 - ※キャリア教育・・・児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てる教育

⑨学校評議員制度の充実(学校教育課)

- ・ 全ての幼稚園、小中学校で学校評議員制度を実施し、保護者や地域の 人々の学校運営への参画を推進します。
- ・ 学校経営などに対する評議員からの意見の反映方法について、検討します。

⑩「教育の日」の充実(学校教育課)

開かれた学校づくりを推進するため、「教育の日」の充実に努めます。

⑪宮古島市放課後子ども教室推進事業の充実(社会教育課)

- ・ 学校、地域との連携を進めるとともに、保護者への参加を呼びかけ、 活動支援者の確保に努めます。
- ・ 学童クラブとの役割分担を図り、子どもの居場所づくりの充実に努めます。

施 策 の 基本方針 2

◆家庭や地域の教育力向上

学校・地域・家庭が協力し合い、社会全体で子育てを行う ために、地域の教育力向上に向けた取り組みを行います。

現状と課題

① 自治会、子ども会、婦人会、老人クラブなどの地域団体を対象に、地域づくりや人材育成に関する講話や研修会を行い、会相互の連携や指導者の資質向上に取り組んでいます。

近年、少子高齢化や地域の繋がりが弱くなりつつあり、会の存続も危惧されています。

今後も活力ある地域づくりを進めるため、活動強化の支援策が必要です。

② 青少年の健全育成を図るため、有害図書 やタバコの自動販売機について、青少年の 利用状況や配置場所について調査を行い、 事業所に対し改善を求めています。

また、「青少年の深夜はいかい防止」県民 一斉行動市民大会や青少年問題協議会によ る青少年の指導・育成に取り組んでいます。

今後は、家庭、学校、地域及び関係機関 団体が連携強化し、健全育成の市民運動や 活動を展開する必要があります。



施策の推進

①家庭教育に関する講座等の充実(社会教育課)

・ 家庭教育の知識、子どもの心理・発育、親の心構えなど、家庭教育に関する講座・講演会を開催します。

②青少年の活動への支援充実(社会教育課)

- · 子ども達の体験·交流活動の促進、リーダー育成を図ります。
- · 子ども会結成に向けた支援を行います。

③世代間交流事業の充実(児童家庭課/社会教育課)

・ 保育所・幼稚園・小学校などで、子どもと高齢者との世代間交流機会の充実を図ります。

④地域の教育力の向上(社会教育課)

・ PTA、自治会、婦人会をはじめとした地域団体への研修機会の充実 を図ります。

⑤子どもを取り巻く有害環境の改善と深夜はいかいの防止(社会教育課)

- ・ 社会環境実態調査を実施し、子どもたちの育成に最適な環境づくりに 取り組みます。
- ・ 「青少年の深夜はいかい防止」県民一斉行動市民大会の開催など、関係機関と連携し、防止活動を実施します。
- ・ 青少年問題協議会の活動を強化し、青少年を取り巻く諸問題解決に向け取り組みます。
- ・ 警察と連携し「沖縄児童生徒健全育成サポート制度(かなすやらびサポート制度)」の充実を図り、児童生徒の非行防止に取り組みます。

施策推進のための事業等	基準値 平成20年度(2008)	目標値 平成 26年度(2014)
放課後子ども教室の実施	実施校数:10 力所	実施校数:10 力所
保育所における地域活動事業の 実施	実施回数:81 回	実施回数:100回
青少年問題協議会の開催	開催回数:1回/年	開催回数:3回/年



第4章

安全で快適な子育て環境の充実

基本目標の考え方

宮古島市の将来を担う子ども達がのびのびとした環境で成長できるよう、生活の土台となる良好な住宅、快適で利用しやすい道路・公園などの公共空間、地域コミュニティを活かした防犯体制の確保など、安全で快適な子育て環境の充実を図ります。

施 策 の 基本方針 1

◆良好な住宅・住環境の確保

子ども達が安心で快適な生活を送るため、良好な住宅・住環境の確保を図ります。

現状と課題

① 本市では住宅に困窮する世帯に対して、低廉な家賃で市営住宅を提供してきました。その中でもひとり親世帯や子育て世帯は、市営住宅に対するニーズが依然高い状況にあるため、空き家募集時の優遇措置の実施などを検討する必要があります。

また、多子世帯など、様々な世帯の居住に対応できる住戸が求められています。

② 本市では地域の身近な交流拠点として、100カ所前後の公園(広場を含む)が整備されおり、快適な遊び場として利用できるよう、トイレなどの施設整備や遊具類の補修・維持管理を行っています。

近年は公園に対する市民意識が高まり、周辺住民などのボランティアによる清掃活動もみられます。

しかしながら、施設を破壊したりごみを放置するなど、心ない利用者もいるため、快適に利用できるよう市民の理解・協力が必要です。

③ 本市では、子ども達をはじめ市民が安全で快適な日常生活を営むことができるよう、「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「宮古島市都市計画マスタープラン」に基づいた道路・公園の整備を進めています。

しかしながら、市民ニーズ調査において「買い物等の合間に遊ばせる場所がない」、「トイレが不便」、「一緒に食事ができる場所がない」ことが挙げられており、子連れでも気軽に外出できる環境づくりが必要です。

施策の推進

①市営住宅における子育て支援の充実(住宅課)

- ・ ひとり親世帯、多子世帯、子育て世帯に対する、市営住宅空き家募集 時の優遇措置実施を検討します。
- ・ 市営住宅の新規建設の際には、多様な住戸タイプの供給を図ります。

②安全で快適な公園・広場の確保(都市計画課/むらづくり課)

- ・ 公園・広場の整備や維持管理を進めます。
- ・ 地域住民による清掃活動など、市民の協力体制構築による維持管理の 方法について検討を行います。

③安全で潤いのある道路空間の整備(道路建設課)

- ・ 全ての人に優しい道路整備を目指し、道路空間のバリアフリー化を進めます。
- ・ 市街地においては、コミュニティ道路の形成や道路緑化など、賑わい や潤いのある道路空間の確保に努めます。
- ・ 農村部においては、さとうきびなど農作物の道路への倒れ込み防止に ついて、農家への理解と啓蒙を図ります。

④誰もが使いやすい公共空間の確保(都市計画課/児童家庭課)

- ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- ・ 授乳スペースやおむつ交換台、キッズスペースなどの設備・施設の設 置を促します。

施 策 の 基本方針 2

◆安全・安心のまちづくりの推進

子ども達が事故や犯罪に巻き込まれることなく、健やかに 成長できるよう、安全・安心のまちづくりを推進します。

現状と課題

① 交通事故防止のため、通学路の整備をはじめ、カーブミラー、道路照明、ガードレールなど交通安全施設の整備を行っています。

また、通学路の安全確保及び交通安全意識の向上を図るため、交通安全協会や関係機関が連携し、街頭での交通安全指導や小学校における交通安全教室を開催しています。

今後も子ども達をはじめとした市民の交通事故防止に向け、交通安全施設の整備及び、交通安全意識の普及・啓発活動に取り組む必要があります。



② 子ども達が犯罪や事故の被害に遭わないよう、警察、防犯協会、学校などが連携し、危険個所などを記載した「地域安全マップ」の作成に取り組んできました。

本市では、「子ども 110 番の家」が 302 箇所設置(平成 22 年 1 月末現在) されており、その周知・普及、増設が必要です。

学校における安全教育の充実を図るため、関係機関の実施する講習会や安全点検活動などへの協力を行っています。今後は、市独自の講習会の開催も求められています。

③ 夜間の安全な通行確保をはじめ、地域や学校周辺の犯罪防止を図るため、 防犯灯を設置しています。しかしながら、管理が不十分な箇所もみられるため、維持管理の徹底が求められています。

近年では、不審者による学校への侵入や通学路などでの出没が増え、子ども達の安全が脅かされています。このため、防犯訓練の実施など対策強化が 求められています。

施策の推進

- ①交通安全施設の整備(道路建設課)
 - 通学路の整備をはじめ、カーブミラー、道路照明、ガードレールなど 交通安全施設の整備・充実を図ります。
- ②交通安全意識の普及・啓発(市民生活課)
 - 街頭での交通安全指導を行います。
 - ・ 小中学校における交通安全教室を開催します。
- ③地域における子どもの安全確保(学校教育課/市民生活課)
 - 「地域安全マップ」の積極的な活用を図ります。
 - 「子ども 110 番の家」の周知、普及、増設に努めます。
 - ・ 関係機関の実施する講習会などに協力して取り組みます。
- ④防犯対策の充実(市民生活課)
 - ・地域を明るくする「一戸一灯運動」への市民の協力を促します。
 - ・防犯訓練の実施などによる防犯対策の強化を図ります。
 - ・地域における自主防犯パトロールを促進します。

施策推進のための事業等	基準値 平成20年度(2008)	目標値 平成26年度(2014)
交通安全教室開催	98 🛽	1000
地域安全マップ策定校	20 校 57%	35 校 100%
子ども 110 番の家(太陽の家)	271箇所	350箇所
防犯灯設置	19基/年	20基/年



第5章

子育てしやすい就労環境の確保

基本目標の考え方

宮古島市の将来を担う子ども達が健やかに成長するためには、その保護者などが家庭生活と仕事の両立ができ、ゆとりを持って子育てに向き合える就労環境が必要です。

そのため、企業などへ子育てや再就職に対する理解や協力を促すとともに、 男女が共に子育てに参加するなど子育てしやすい環境を構築するため、男女共 同参画社会の実現に向け取り組みます。

施 策 の 基本方針

◆子育てしやすい就労環境の確保

家庭生活と仕事の両立ができるよう、就労環境を整えるとともに、男女共同参画に対する意識啓発を行います。

現状と課題

① 育児休業制度が制定されて 20 年近くが経過しますが、育児休業の取得は 少なく、特に男性による取得はほとんどみられません。

今後は家庭生活と仕事を両立できるよう、育児休業制度や妊娠期・子育て 期間中の勤務時間短縮制度の活用促進に向け、企業などへの制度の普及啓発 が必要です。

② 子育てをしながら、あるいは子育てが落ち着いたら働きたいと考える女性が多くなっています。しかし、出産・育児を終えた時点での再就職は難しい 状況にあります。

このため、女性に対する就労情報提供や、企業などに対する再雇用制度の普及促進が求められています。

③ 本市では、男女共同参画基本法の周知を図り意識啓発を行うため、「男女共同参画展」、「うい・ずっプラン」の出前説明会、「男性を対象とした料理講座」などを開催しています。

しかし、市民ニーズ調査結果においても、従来からの慣習・慣行である「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別役割観が根強く残っています。

そのような中、子育てをしながら就労する母親も多く、家事や育児に対する女性の負担が大きなものとなっています。

今後は、男女が共に子育てに参加するなど、男女共 同参画社会の構築に向け、市民の理解と認識を深める 必要があります。



施策の推進

- ①育児休業制度の普及・啓発(児童家庭課/観光商工課)
 - ・ 企業や事業者へ、育児休業制度への理解と普及に向け啓発に努めます。
- ②女性の就労の支援(働く女性の家)
 - ・ 多様な働き方への理解に向けた意識啓発講座や、技術習得講座などの 開催、講座内容の充実に努めます。
- ③男女共同参画社会への意識啓発(働く女性の家)
 - ・ 「男女共同参画展」、「うい・ずっプラン」の出前説明会、「男性を対象とした料理講座」などを継続的に実施します。
- ④ファミリー・サポート・センターの利用促進(再掲)(働く女性の家)
 - ・ 事業内容の周知に努め、新規会員の確保や会員の能力向上、会員間の 交流を進めます。

施策推進のための事業等	基準値 平成20年度(2008)	目標値 平成26年度(2014)
女性の就労支援講座の開催	延27回	延27回
男女共同参画展の開催	20	20
DV防止展の開催	20	20
講演会の開催	30	30
うぃ・ずぅプラン説明会の開催	20	20
ファミリー・サポート・センター (再掲)	会員数:352人 利用件数:238件	会員数:480人 利用件数:250件



第6章

保護等を必要とする子ども達・子育て家庭への支援の充実

基本目標の考え方

子どもの権利を守り健やかな成長を支えるためには、保護等を必要とする子 ども達やその保護者に対して適切な相談対応や支援、サービスの提供に努める ことが必要です。

このため、関係機関等の連携を強化し、要保護児童への支援、ひとり親家庭や発達が気になる児童などの家庭に対する適切なサービスの提供を進めます。

施 策 の 基本方針 1

◆保護を必要とする子ども達への支援

虐待を受けている子ども達など、保護を必要とする子ども 達への支援を進めます。

現状と課題

① 本市における児童に関する相談件数は年間600件にのぼり、年々増加傾向にあるとともに、相談内容が複雑化しています。その中でも、児童虐待に関する相談及び発生件数は、ともに増加しています。

虐待などの未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、家庭児童相談員 を配置するとともに、要保護児童対策協議会を設置し取り組んできました。

今後は、適切な相談対応を図るため、相談員の体制強化と要保護児童対策協議会を中心としたネットワークを強化する必要があります。

●宮古島市における虐待件数の推移

年 度	H17	H18	H19	H20
件 数	24	27	40	18

【出典:児童家庭課】

② ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する相談は年間200件以上 にのぼり、年々増加傾向にあります。

DVは児童への心理的影響だけでなく、DVを受けた母親が児童に虐待することもあります。

児童虐待につながる可能性の高いDVを防止するため、今後も沖縄県配偶者暴力相談支援センターと連携を図りながら、相談支援を行う必要があります。

施策の推進

- ①児童に関する相談窓口及び、要保護児童対策の活動充実(児童家庭課)
 - ・ 児童家庭相談員の資質向上を図り、多様化する相談内容へ適切に対応します。
 - ・ 中央児童相談所との連携強化を図るとともに、中央児童相談所宮古分室の設置を促進し、虐待に対する相談体制の強化に努めます。
 - ・ 要保護児童対策協議会を中心に、要保護児童についての情報交換、虐 待などの発生予防対策を進めます。
 - ・ 保護を必要とする子どもの早期発見・早期対応を図り、児童やその保護者への適切な支援に取り組みます。
- ②里親制度の普及と里親の拡大(児童家庭課)
 - ・ 家庭養育を担う里親制度の理解・普及を促進します。
 - ボランティア里親の開拓に努めます。
- ③ドメスティック・バイオレンス(DV)にかかる取り組みの充実 (児童家庭課)
 - ・ 沖縄県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。
 - ・ 相談員の資質向上に努め、多様化する相談内容へ適切に対応します。

施策の 基本方針 2

◆ひとり親家庭への自立支援

サポートが必要なひとり親家庭に対し、自立に向けた支援 を進めます。

現状と課題

① 本市においても、母子家庭の平均収入は一般家庭に比べ低く、経済的に厳 しい状況にあります。そのため、母子家庭に対して資格取得講座受講料の一 部助成を実施し、自立に向けた支援を行っています。

また、ひとり親家庭の抱える様々な問題や精神的な不安の解消を図るため、児童家庭相談員を配置し、相談対応を行っています。

今後も自立に向けて資格取得の助成支援を継続するとともに、きめ細かい 相談対応ができるよう職員の資質向上に努める必要があります。

施策の推進

- ①ひとり親家庭に対する就労支援(児童家庭課)
 - ・ ひとり親家庭に対し、資格取得のための講座受講料の一部助成や教育 訓練の相談等を進めます。
- ②児童家庭相談室、相談窓口の充実(再掲)(児童家庭課)
 - ・ 児童家庭相談員の資質向上を図り、多様化する相談内容に適切に対応 します。
- ③母子寡婦福祉会活動の支援(児童家庭課)
 - ・ 母子寡婦福祉会への運営支援を通じ、ひとり親家庭同士の交流を促します。



施 策 の 3 基本方針

◆発達が気になる児童などへの支援サービスの充実 発達が気になる児童や障がい児を持つ家庭でも、地域で安 心して子育てができるよう各種支援サービスなどの提供を進 めます。

現状と課題

① 障がい児の放課後の居場所づくりとして、市内8カ所の学童クラブで受け入れが可能となっています。

現在、4カ所で5名の障がい児を受け入れていますが、障がいに対する専門的な知識をもつ職員が少ない状況です。

また、障がい児デイサービス事業、日中一時支援事業の利用も進んでおり、 障がい児デイサービスを主体とし、週末に日中一時支援事業の利用がみられ ます。

しかしながら、これらサービスの提供事業所が限られていることから、事業所の確保に努めていく必要があります。

- ② 発達が気になる児童の放課後の居場所づくりについて、そのニーズなど実態が明らかになっていません。ニーズ把握など現状確認を進めていく必要があります。
- ③ 乳幼児健診などで発達が気になる児童を把握した場合には、保健師などによる相談支援を行うとともに、必要に応じて福祉保健所の専門健診や巡回療育相談に繋げています。

こうした児童が増えていることから、今後、臨床心理士などの専門職による常時の支援体制の整備が必要です。



施策の推進

①発達障害児(者)など支援拠点の確保(障がい福祉課)

・ 発達が気になる児童などの支援のため、臨床心理士など専門職の確保 を図るとともに、親子支援、関係機関(者)の研修機会の提供、関係機 関のネットワークづくりを行う発達障害児(者)などの支援拠点を確保 します。

②障がい児地域療育等支援事業の促進(障がい福祉課)

・ 関連機関と連携を図りながら身近な地域での療育相談、療育指導を進めます。

③障がい児保育の充実(再掲)(児童家庭課)

- 認可保育所での障がい児保育を進めます。
- 配慮を要する幼児に対しては、必要に応じて職員の増員を行います。
- ・ 障がいに関する勉強会の実施や研修会などへの派遣により、職員の資 質向上に努めます。

④障がい児の放課後の居場所づくり(児童家庭課)

- ・ 学童クラブや放課後子ども教室での、障がい児の受け入れを促します。
- ・ 障がい児保育に関する専門的な研修の場を確保するとともに、保育士、 学童クラブ関係者などの参加促進を図ります。

⑤居宅介護等支援事業の利用促進(障がい福祉課)

・ 関連機関と連携を図りつつ、家庭における入浴、排泄、食事などの介護を行う「居宅介護等支援事業」の利用を促進します。

⑥障がい児デイサービス事業の利用促進(障がい福祉課)

- ・ 支援を要する児童が、日常生活における基本動作を身に付けるなど、 集団生活への適応に向けた訓練を行う「障がい児デイサービス事業」の 利用を促進します。
- サービス提供事業所の確保に努めます。

⑦日中一時支援事業の利用促進(障がい福祉課)

・ 支援を要する児童の日中における活動の場を確保する「日中一時支援事業」のサービス提供を維持します。

⑧短期入所事業の利用促進(障がい福祉課)

・ 家庭において、支援を要する児童の介護が一時的に困難となった場合 に、短期間、施設への入所を行う「短期入所事業」の利用を促進します。

⑨障がい者地域自立支援協議会の充実(障がい福祉課)

・ 障がい児の課題により適切に対応できるよう、地域自立支援協議会保 育・療育部会の充実を図ります。

施策推進のための事業等	基準値 平成20年度(2008)	目標値 平成 26年度(2014)
要保護児童対策協議会(個別会議) の開催	1 🗆	240
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業により資格取得者数	6名	1 0名
発達障害児(者)等支援拠点	O箇所	1 箇所



資料 編







■□■ 宮古島市の現状 ■□■

1. 人口・世帯の推移

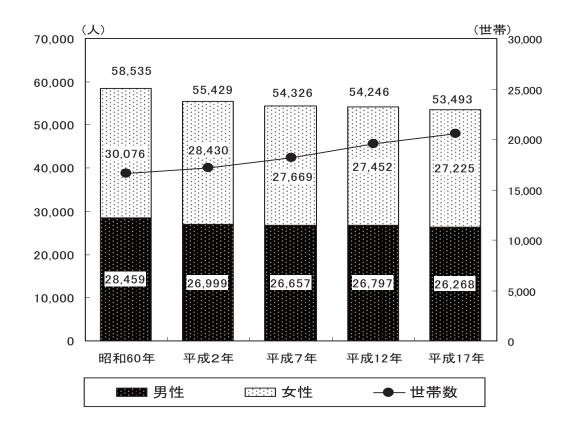
本市の総人口は、53,493 人(平成 17 年国勢調査)で、県人口の 3.9% を占めています。 昭和 60 年からの平成 17 年までの 15 年間で約 5,000 人減少しています。

一方、世帯数は増加を続けており、核家族化が進行していることが伺えます。

男女別人口、世帯数の推移

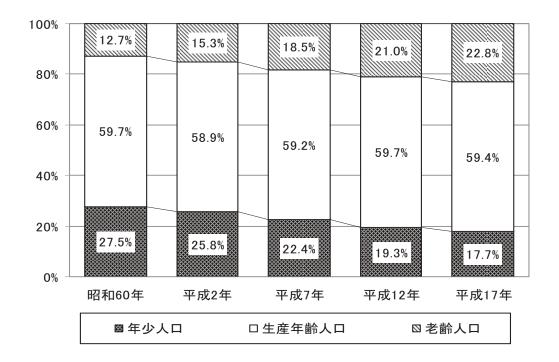
昭和60年	平成2年	平成7年	平成

		昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17年
1	総数	58,535	55,429	54,326	54,249	53,493
	男性	28,459	26,999	26,657	26,797	26,268
	女 性	30,076	28,430	27,669	27,452	27,225
1	世帯数	16,588	17,150	18,210	19,520	20,570
1 t	世帯当たり人員	3.53	3.23	2.98	2.78	2.60



● 年齢3区分別人口の推移

		昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年
	年少人口	16,123	14,261	12,146	10,445	9,495
年	0∼14 歳		25.7%	22.4%	19.3%	17.8%
齢別	生産年齢人口	34,963	32,658	32,150	32,344	31,798
人	15~64 歳		59.0%	59.2%	59.7%	59.4%
	老年人口	7,449	8,479	10,030	11,394	12,200
	65 歳以上		15.3%	18.5%	21.0%	22.8%





2. 出生の動向

本市の平成 19 年の出生数は 569 人、合計特殊出生率は 1.95 で、「宮古の子・育成プラン」前期計画策定時点の平成 15 年に比べ、増加傾向に転じています。

沖縄県や全国においても回復傾向にあるものの、人口水準が維持できると考えられている 2.07 人以上に向けて、さらなる取り組みが必要です。

年区分		H6	H9	H12	H15	H16	H17	H18	H19
出生数	(\mathcal{X})	638	554	601	537	567	540	566	569
出合生計	宮古島市	2.19	1.94	2.10	1.82	1.82	1.83	1.93	1.95
🥎 特	沖縄県	1.96	1.81	1.82	1.72	1.72	1.72	1.74	1.75
	全 国	1.50	1.39	1.36	1.29	1.29	1.26	1.32	1.32



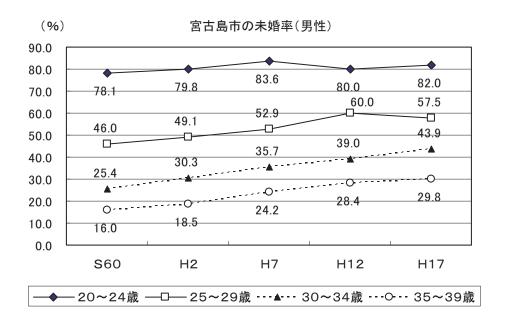
【資料:住民基本台帳,国勢調查,沖縄県衛生統計年鑑】

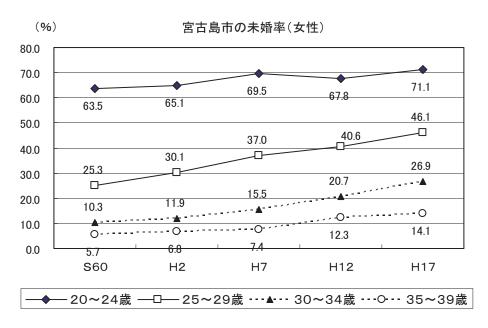
[※]合計特殊出生率・・・1人の女子が生涯に生む子供の数を近似する指標である。出生数は出産適齢期(15歳から49歳までの女子)の人数により変化するため、適齢期の人数に左右されることなく出生の状態を観察できる。

¹人の女子は、2.07人の子供を生めば人口の水準が保たれると考えられている。

3. 婚姻の動向

本市における未婚率は、男性は横ばいで推移していますが、女性は上昇を続けています。特に 25 歳~34 歳までの上昇が顕著です。

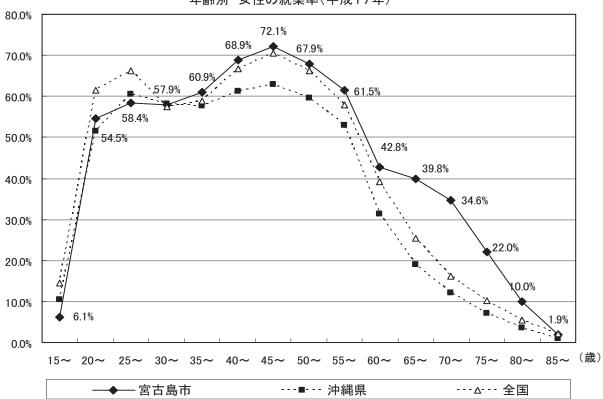




【資料:国勢調查】

4. 女性の就業率

平成 17年における本市の女性就業率は 46.4%で、全国平均 45.5%、沖縄県平均 42.2%よりも高く、ほとんどの世代で全国及び沖縄県の就業率を上回っています。



年齢別 女性の就業率(平成17年)



5. 世帯類型別世帯数の動向

本市の平成 17 年の世帯類型別世帯数をみると、「A 親族世帯」が 72.0% と約 3/4 を占めており、その中でも「I 核家族世帯」が 64.5%と圧倒的に核家族世帯の占める割合が高くなっています。

■世帯類型別世帯数の推移

		平成	-成7年 平成12年		平成	17年	沖縄県(平成17年)		
		一 般 世帯数	構成比	一 般 世帯数	構成比	一 般 世帯数	構成比	一 般 世帯数	構成比
総数		18,187	100.0	19,440	100.0	20,527	100.0	486,981	100.0
A親	族世帯	14,233	78.3	14,595	75.1	14,789	72.0	349,691	71.8
	I 核家族世帯	11,809	64.9	12,431	63.9	12,834	62.5	302,324	62.1
	の夫婦のみの世帯	3,847	21.2	4,082	21.0	4,372	21.3	66,422	13.6
	②夫婦と子供から成る世帯	6,321	34.8	6,394	32.9	6,155	30.0	173,100	35.5
	②男親と子供から成る世帯	204	1.1	263	1.4	314	1.5	9,254	1.9
	④女親と子供から成る世帯	1,437	7.9	1,692	8.7	1,993	9.7	53,548	11.0
I	I その他の親族世帯	2,424	13.3	2,164	11.1	1,955	9.5	47,367	9.7
	⑤夫婦と両親から成る世帯	78	0.4	82	0.4	93	0.5	933	0.2
	⑥夫婦と片親から成る世帯	345	1.9	325	1.7	315	1.5	3,612	0.7
	の夫婦、子供と両親から成る世 帯	364	2.0	254	1.3	177	0.9	3,845	0.8
	◎夫婦、子供と片親から成る世帯	670	3.7	532	2.7	381	1.9	10,950	2.2
	②夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯	106	0.6	100	0.5	124	0.6	1,749	0.4
	の夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	249	1.4	295	1.5	296	1.4	6,649	1.4
	の夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	46	0.3	47	0.2	38	0.2	845	0.2
	②夫婦、子供、親と他の親族から 成る世帯	197	1.1	151	0.8	103	0.5	3,619	0.7
	②兄弟姉妹のみから成る世帯	79	0.4	84	0.4	99	0.5	5,438	1.1
	●他に分類されない親族世帯	290	1.6	294	1.5	329	1.6	9,727	2.0
B非	親族世帯	49	0.3	78	0.4	152	0.7	3,723	0.8
C単	独世帯	3,905	21.5	4,767	24.5	5,586	27.2	133,567	27.4
単身	母子世帯	495	2.7	576	3.0	625	3.0	14,931	3.1
世帯	父子世带	58	0.3	69	0.4	73	0.4	1,911	0.4
	65歳以上親族のいる一般世帯	6,683	36.7	7,442	38.3	7,887	38.4	145,193	29.8
高齢 世帯	高齢夫婦世帯	1,796	9.9	2,126	10.9	2,253	11.0	29,504	6.1
	高齢単身者数	1,609	8.8	1,856	9.5	2,155	10.5	34,587	7.1

6. 保育関連施設の状況

本市には、認可保育所 20 ヵ所(うち公立 11 ヵ所、法人 9 カ所)、認可外保育施設 14 カ所が保育サービスを行っています。

平成22年3月1日現在

\boxtimes	分	立地 地域	保育所名	所在地	開所年月日	備考
		平良	東保育所	平良字西里638	昭和43年9月1日	
		11	東川根保育所	平良字東仲宗根199	昭和46年10月1日	
		11	北保育所	平良字西仲宗根611-1	昭和49年5月1日	
		11	馬場保育所	平良字下里1020-5	昭和50年5月1日	
	公 立	城辺	福里保育所	城辺字福里377-5	昭和49年5月	平成11年4月、福里団 地に併設整備
	保	11	西城保育所	城辺字西里添1037	昭和50年5月	
	育 所	11	砂川保育所	城辺字砂川599	昭和56年4月	
		下地	下地保育所	下地字洲鎌309-4	昭和52年4月	
認		上野	上野保育所	上野字新里506	昭和53年4月	平成17年9月1日より 南・北保育所を統一
可		伊良部	佐良浜保育所	伊良部字前里添437-3	昭和51年4月	
保育		11	伊良部保育所	伊良部字長浜1394	昭和51年4月	
所		平良	花園保育所	平良字西里4	昭和24年4月1日	
		11	みつば保育園	平良字下里156-1	昭和39年3月1日	
	認	11	聖ヤコブ保育園	平良字下里608	昭和49年2月1日	
	可法	11	あけぼの保育園	平良字久貝910-7	昭和52年4月1日	
	人	11	竹の子保育園	平良字下里215-4	昭和53年4月1日	
	保育	11	カンガルー保育園	平良字西里777	昭和55年7月1日	
	園	11	ひよどり保育園	平良字西原1187	昭和56年7月1日	
		11	ふたば保育園	平良字東仲宗根550-2	昭和56年4月1日	
		11	ひばり保育園	平良字下里1082-4	平成14年5月1日	
		平良	ゆめの子保育園	平良字下里1175-8	平成5年4月1日	
		11	つくし保育園	平良字西里971-1	昭和60年4月1日	
		11	中央保育園	平良字東仲宗根97	昭和53年4月1日	
		11	あさひ保育園	平良字東仲宗根793-4	昭和56年4月1日	
		11	リズム保育園	平良字西仲宗根550	昭和63年4月1日	
	忍可	11	福寿保育園	平良字久貝905-3	昭和47年4月1日	
5	<u>ላ</u>	11	はっぴい保育園	平良字下里1285-7	昭和60年5月1日	
Ē	呆	11	ちゅうりっぷ保育園	平良字東仲宗根885	昭和60年4月3日	
D	包 分	11	未来保育園	平良字下里1280-3	昭和53年4月1日	
		11	なかよし保育園	平良字西里1087-1	昭和56年4月1日	
		11	若葉保育園	平良字東仲宗根812-7	昭和54年4月1日	
		11	おおぞら保育園	平良字下里1356-6	平成8年4月1日	
		11	赤ちゃんの家いらは	平良字西里689-5	昭和56年1月6日	
		下地	入江保育園	下地字入江311-2	昭和58年4月11日	

7. 放課後児童に関する施設の状況

■児童館・児童センター

平成22年3月1日現在

施 設 名 設置主体		設置年月日	所在地
宮古島市児童センター 宮古島市		昭和55年9月12日	平良字東仲宗根 593
宮古島市南小型児童館	11	平成 14 年 8 月 30 日	平良字下里 1016-7
宮古島市下地児童館	11	平成4年4月1日	下地字上地 628-1
宮古島市佐和田児童館	11	平成3年4月1日	伊良部字佐和田 1396
宮古島市池間添児童館	11	平成1年4月1日	伊良部字池間添 201-14

■学童クラブ等

平成22年3月1日現在

クラブ名称	所在地	
学童クラブ ちびっこらんど	平良字西仲宗根 554-8	
ひばり学童	平良字下里 1082-17	
おやこぼし学童	平良字東仲宗根 779-1	
学童クラブ ネバーランド	平良字下里 1235-1	
学童クラブ みなみ童夢	平良字下里 1175-5	
なかよし学童	平良字西里 1087-1	
学童クラブ 福寿	平良字久貝 905-3	
ゆめの子学童	平良字下里 1175-8	
中央学童	平良字東仲宗根 97	
おおぞら学童保育	平良字下里 1356-6	
未来学童	平良字下里 1280-3	
ふたば学童	平良字東仲宗根 550-2	
城辺学童保育クラブ	城辺字福里 622-5	

■□■ サービス目標量の検討 ■□■

行動計画においては、様々な視点で具体的な目標事業量を示していくことが 期待されています。

以下は、国の示す「特定 14 事業」(国への目標事業量の報告が義務づけ)について、アンケート結果より"推計ニーズ量"を導き出し、具体的な目標事業量を算定しています。

※推計事業量算出のプロセスは、厚生労働省作成の「後期行動計画策定の手引き」に基づき、 推計ニーズ量算出のためのワークシートを用いて算出しました。

特定 14 事業等に係る定量的目標数値

施策領域・事業名		平成 20 年度 実 績 値	平成 26 年度目標事業量
平日昼間の保育サービス	3 歳未満児 (保育所の定員数)	753人	750人
	3 歳以上児 (保育所の定員数)	661人	660人
特定保育事業(実施を見送る)	設置カ所数	○カ所	〇ヵ所
	受入可能定員数	0人	0人
夜間帯の保育サービス (夜間保育事業、夜間保育所設置、ト ワイライトスティ事業は、実施を見送 る)	延長保育事業 (受入可能定員数)	4人	3人
	延長保育事業 (設置箇所数)	8 ヵ所	8 ヵ所
休日の保育サービス (実施を見送る)	休日保育事業 (受入可能定員数)	0人	0人
	休日保育事業 (設置箇所数)	〇ヵ所	〇ヵ所
病児・病後児保育事業	病児・病後児対応型	○カ所	1ヵ所
	体調不良児対応型	○カ所	1ヵ所
一時預かり事業	設置箇所数	3 ヵ所	3 ヵ所
ショートスティ(入所生活支援) 事業	設置箇所数	〇ヵ所	〇ヵ所
放課後児童健全育成事業	受入可能定員数	311人	300人
	設置箇所数	7ヵ所	7ヵ所
放課後子ども教室	設置箇所数	7ヵ所	7ヵ所
地域子育て拠点支援事業	広場型 (設置箇所数)	1 ヵ所	1 ヵ所
	センター型 (設置箇所数)	4 ヵ所	4 ヵ所
ファミリー・サポート・センター 事業	設置箇所数	1 ヵ所	1 ヵ所

■□■ 次世代育成に関するニーズ調査の概要 ■□■

本調査は、子育て支援に向けた総合的な計画策定を図る中で、将来の保育サービス等の事業量に関する具体的な数値目標等を設定するため、実施しました。また、児童・生徒や保護者の状況、サービス提供の現状、サービスニーズの動向及び子育ての環境等に対する意識等を把握し、子育て支援サービス等の見直しの基礎資料に資することを目的としています。

(1)調查概要

- 〇調査期間 平成21年3月2日~3月23日
- ○調査の種類及び調査対象者
 - ① 就学前児童(O~5歳児の保護者)調査 就学前児童(O~5歳児)の保護者(2,020世帯を無作為抽出)
 - ② 就学児童(1年生~3年生)調査 小学校児童1年生~3年生の保護者(2,544世帯を無作為抽出)

〇調杳方法

- ① 就学前児童(O~5歳児)の調査 民生委員・児童委員による個別訪問留め置き方式による調査
- ② 就学児童(1年生~3年生)調査 学校の協力による配布・回収

〇回収結果

調査票	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
	(配布数)		
就学前児童	2,020	1,292	64.0%
小学校児童調査	2,544	1,202	47.3%

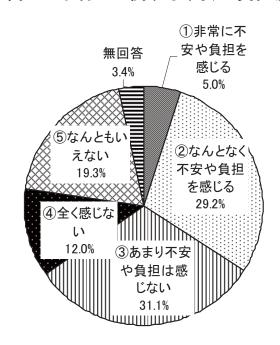
(2) 調査結果の概要

調査結果については、次ページ以降に主な設問を抜粋して、対象者ごとに整理しました。

★ 就学前児童(○~5歳児)

問 あなたは子育に関して不安や負担感などは感じていますか。

「③あまり不安や負担を感じない」が 31.1%と最も多く、「②なんとなく不安や負担を感じる」(29.2%)、「なんともいえない」(19.3%) となっています。

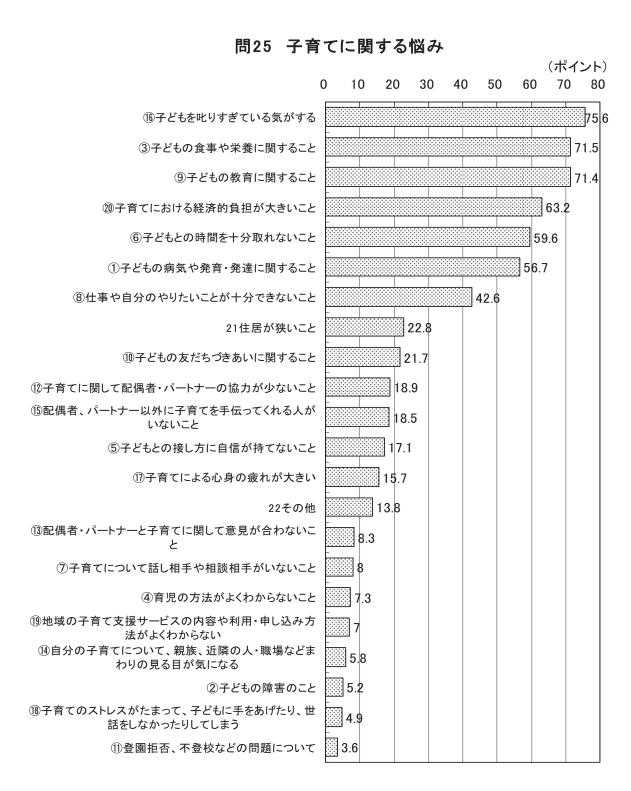


問24 子育てに関する不安や負担感



問 子育てに関して、日頃悩んでいたり気になることはどんなことですか。

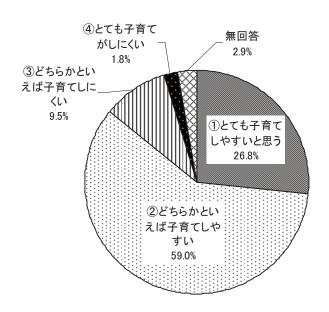
「子どもを叱りすぎているような気がすること」が28.3%で最も高くなっています。 次いで「子どもの教育に関すること」(26.3%)、「子どもの食事や栄養に関すること」 (24.6%)、「子育てにおける経済的負担が大きいこと」(23.1%)の順となっています。



60

問 現在お住まいの地域は、あなたにとって子育てしやすいと思いますか。

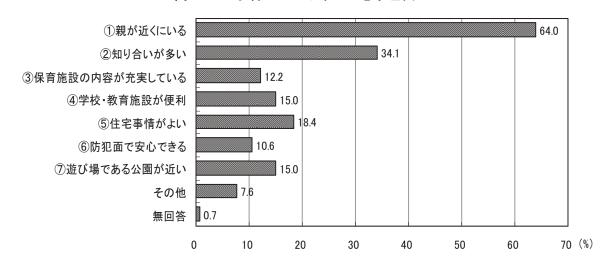
「②どちらかといえば子育てしやすい」が59.1%で最も高く、次いで「①とても子育てしやすいと思う」(26.8%)、「③どちらかと言えば子育てしにくい」(9.5%)、「④とても子育てがしにくい」(1.8%)となっています。



問30 子育てのしやすさ

問 子育てがしやすいと思う理由はなんですか。(複数回答)

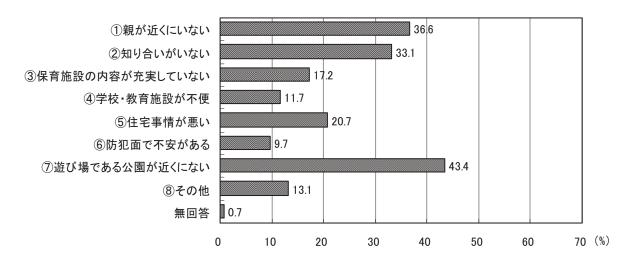
「①親が近くにいる」が64.0%と最も高く、次いで「②知り合いが多い」(34.1%)、「住宅事情がよい」(18.4%)、「④学校・教育施設が便利」と「⑦遊び場である公園が近い」がそれぞれ15.0%となっています。



問30-1 子育てがしやすいと思う理由

問 子育てがしにくいと思う理由はなんですか。(複数回答)。

「⑦遊び場である公園が近くにない」が 43.4%と最も多く、次いで「①親が近くにいない」(36.6%)、「②知り合いがいない」(33.1%)、「⑤住宅事情が悪い」(20.7%)の順となっています。



問30-2 子育てがしにくいと思う理由

問 市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。

「②子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が75.5%で最も多く、次いで「⑦保育所や幼稚園、学童クラブにかかる費用負担を軽減して欲しい」(59.9%)、「①児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」(39.4%)、「⑨公営住宅において、多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい」(21.4%)の順となっています。

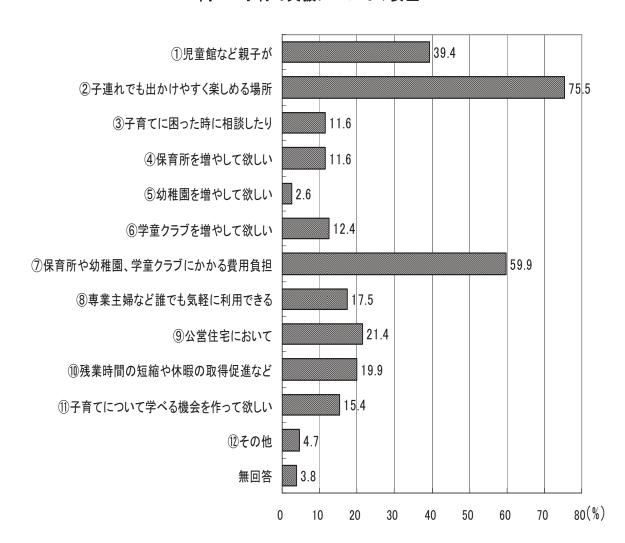
親子で安心して楽しめる場の確保とともに、経済的負担の軽減につながる施策への期待が高いことが伺えます。

年齢に関わらず「②子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「⑦保育所や幼稚園、学童クラブ」、「①児童館など親子が安心して集まれる場」が多くなっています。

また年齢が高くなるにつれて「④保育所を増やして欲しい」、「⑧専業主婦など誰でも 気軽に利用できる NPO 等による保育サービス」、「⑩残業時間の短縮や休暇の取得促進 等職場環境の改善の働きかけ」の割合は低くなっています。

逆に「①児童センターなど、親子が安心して集まれる場、イベントの機会」、「⑥学童 クラブを増やして欲しい」は年齢が高くなるにつれて高くなっています。

問33 子育て支援についての要望

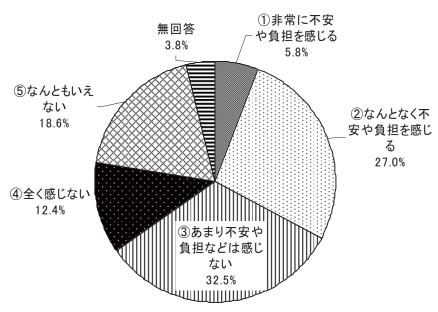




☀ 就学児童(1年生~3年生)

問 子育てに関する不安や負担感などは感じていますか。

「③あまり不安や負担を感じない」が3割強(32.5%)と最も多く、以下、「②なんとなく不安や負担を感じる」(27.0%)、「⑤なんともいえない」(18.6%)、「④全く感じない」(12.4%)、「①非常に不安や負担を感じる」(5.8%)となっています。



問18 子育てに関する不安や負担感



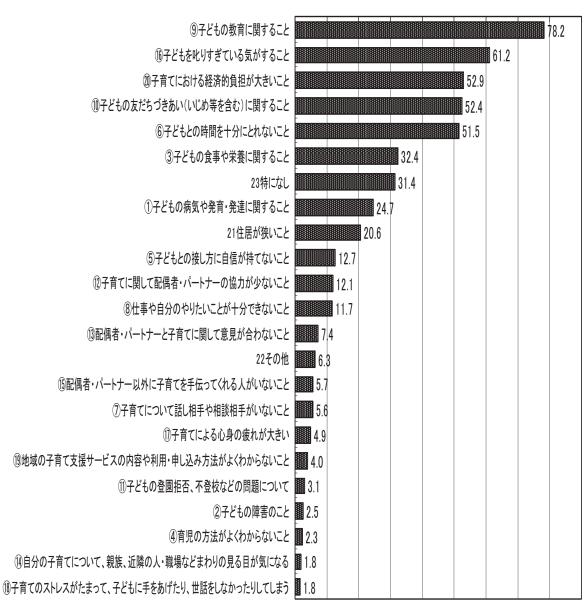
(ポイント)

問 子育てに関して、日頃悩んでいたり気になることはどんなことですか。

「⑨子どもの教育に関すること」が 78.2 ポイントで最も高くなっている。次いで「⑩子どもを叱りすぎているような気がすること」(61.2 ポイント)、「⑩子どもの友だちづきあいに関すること」(52.9 ポイント)、「⑩子育てにおける経済的負担が大きいこと」(52.4 ポイント)、「⑥子どもとの時間を十分にとれないこと」(51.5 ポイント)の順となっています。

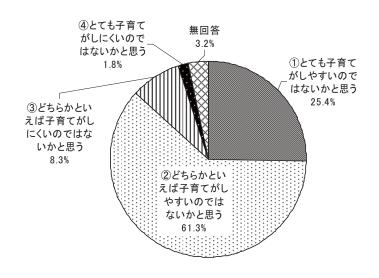
問18 子育てに関して日頃悩んでること・気になること





問 現在お住まいの地域は、あなたにとって子育てしやすいと思いますか。

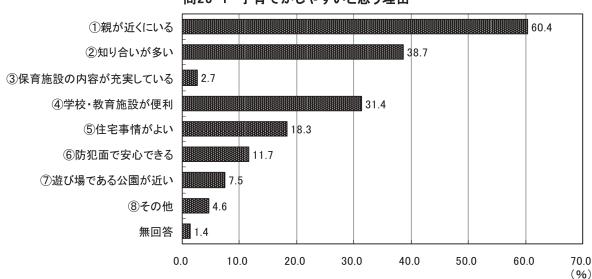
「②どちらかといえば子育てしやすいのではないかと思う」が約6割(61.3%)で最も高く、次いで「①とても子育てしやすいのではないかと思う」(25.4%)、「③どちらかといえば子育てしにくいのではないかと思う」(8.3%)、「④とても子育てがしにくいのではないかと思う」(1.8%)となっています。



問23 住んでいる地域は子育てしやすいか

問 子育てがしやすいと思う理由はなんですか。(複数回答)

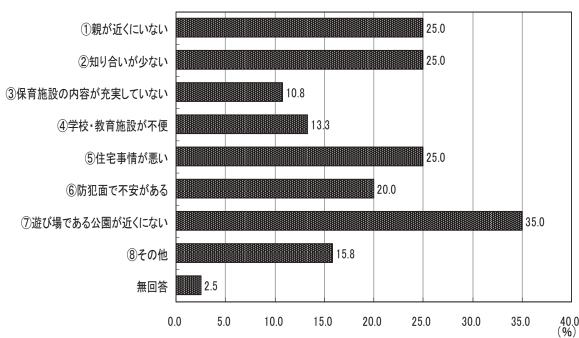
「①親が近くにいる」が約6割(60.4%)と最も高く、次いで「②知り合いが多い」(38.7%)、「④学校・教育施設が便利」(31.4%)、「⑤住宅事情がよい」(18.3%)の順となっています。



問23-1 子育てがしやすいと思う理由

問 子育てがしにくいと思う理由はなんですか。(複数回答)。

「⑦遊び場である公園が近くにない」が4割弱(35.0%)と最も多く、次いで「① 親が近くにいない」、「②知り合いが少ない」、「⑤住宅事情が悪い」がそれぞれ3割弱(25.0%)となっています。



問23-2 子育てがしにくいと思う理由

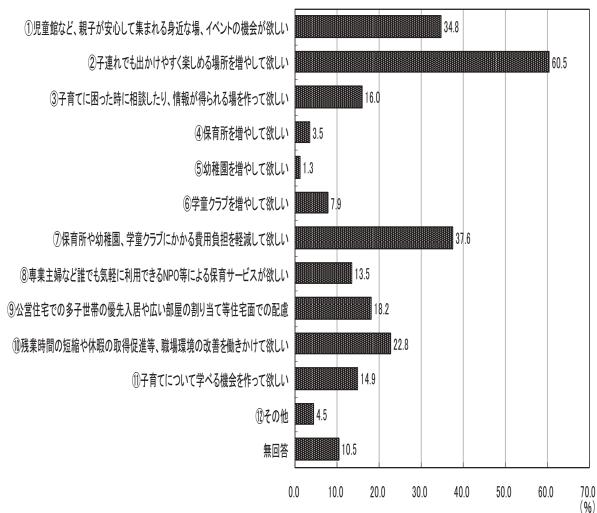
問 市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していま すか。

「②子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が約6割(60.5%)で最も多く、次いで「⑦保育所や幼稚園、学童クラブにかかる費用負担を軽減して欲しい」(37.6%)、「①児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」(34.8%)、「⑩残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」(22.8%)の順となっています。

親子で安心して楽しめる場の確保とともに、経済的負担の軽減や職場環境の改善に繋がる施策への期待が高いことが伺えます。

学年に関わらず「②子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「⑦保育所や幼稚園、学童クラブにかかる費用負担を軽減して欲しい」、「①児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」が多くなっています。

問26 子育てに必要な支援は





■□■ 策定の基本方針 ■□■

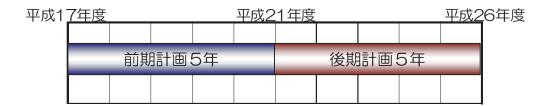
1 策定基本方針設定の目的

「みゃ~くの子・育成プラン」は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化といった状況を踏まえ、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会」を実現するための基本指針となるものである。

本策定方針は、市行動計画の策定に関する事項を明らかにすることにより、庁内各部局における「みゃ~くの子・育成プラン」推進の気運の醸成を図ることを目的とする。

2 計画の策定期間と計画期間

本計画の策定期間は、平成 21 年度末までとする。計画期間は 5 年を 1 期として、 平成 17 年度~21 年度までを前期計画期間、平成 22 年度~26 年度までを後期計画期間とする。



3 策定基本方針の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に規定される市町村行動計画として、 同法第7条(以下「国の行動計画策定指針」という。)を踏まえ、本策定基本方針 に沿って策定するものとする。

4 計画策定に関する基本的事項

(1) 策定にあたっての基本的な視点

本計画は、以下の①~⑨の基本的な視点の下、策定する。

①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する とともに、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点にたった取り組みが 重要である。

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して 家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った健全育成のための取り組み が必要である。

③サービス利用者の視点

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者の個別ニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要である。

4社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、社会全体が協力して取り組むべき課題であることから、 様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。

⑤仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和を実現する取り組みは、国、県、市、企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である。

⑥すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。

(7)地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てや福祉活動に関わる団体や個人、地域に受け継がれる自然や伝統文化など、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。

⑧サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できるよう、人材の資質向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要である。

⑨地域特性の視点

次世代育成支援対策は、本市における地域特性や利用者ニーズの実情を踏まえて 主体的に取り組みを進めていくことが必要である。

(2) 策定にあたって必要とされる手続

本計画は、以下の12~3の手続きを経て策定する。

①現状の分析

本市における人口構造や地域特性、利用者のニーズの実情、サービス提供の現 状やサービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析 し、それらを踏まえて策定することとする。

②ニーズ調査の実施

サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で策定することとする。

③多様な主体の参画と情報公開

市民の意見を反映させるため、計画の策定段階において、市の広報活動や「市次世代育成支援対策地域協議会」を通じて情報を提供するとともに、意見を幅広く聴取することとする。

(3) 策定にあたっての体制

全庁的な取り組み体制の構築に向け、副市長を策定委員長とする「市次世代育 成支援対策行動計画策定委員会」において連携強化を図ることとする。

(4) 他計画との関係

本計画策定にあたっては、以下の①~の計画との間の調和が保たれるよう策定する。

- ①市総合計画
- ②保育計画
- ③地域福祉計画
- ④母子家庭及び寡婦自立促進計画
- ⑤障がい者計画
- ⑥その他、市が策定する計画で次世代育成支援に関するもの

■□■ 計画策定の経過 ■□■

年 月 日	主 な 内 容
平成21年7月27日	第 1 回 策定委員会開催(部長級) ・次世代法について ・策定委員会の役割について ・策定スケジュールについて
平成21年8月3日	第2回 策定委員会開催(部長級) ・策定基本方針について ・作業部会の設置及び作業内容について
平成 21 年 8 月 13 日	第1回 作業部会(課長級~係長級) ・策定スケジュールについて ・前期計画の評価(事業評価シート)について
平成21年8月下旬~9月中旬	事業評価シート作成 前期計画に関係する 15 課へ事業評価シート作成を依頼
平成21年9月30日 ~10月1日	事業評価シートに関するヒアリング 前期計画評価及び今後の課題に関するヒアリング実施
平成 21 年 12 月 2 日	第2回 作業部会 (課長級~係長級) ・前期計画の総合評価について
平成 22 年 1 月 18 日	第3回 策定委員会開催(部長級) ・前期計画評価報告書について ・地域協議会への報告書提示及び意見聴取について
平成22年2月1日	第1回 地域協議会(県、関係団体、市民) ・前期計画評価報告書について
平成 22 年 2 月 17 日	第3回 作業部会 (課長級~係長級) ・後期計画各論素案について
平成 22 年 2 月 24 日	第4回 作業部会 (課長級~係長級) ・後期計画各論素案について
平成22年3月2日	第4回 策定委員会開催(部長級) ・後期計画素案について ・地域協議会への素案提示及び意見聴取について
平成22年3月5日	第2回 地域協議会(県、関係団体、市民) ・後期計画素案に対する意見について
平成 22 年 3 月 15 日	第3回 地域協議会(県、関係団体、市民) ・後期計画素案に対する意見について
平成 22 年 3 月 25 日	第5回 策定委員会開催(部長級) ・地域協議会からの意見について ・後期計画の承認について

■□■ 計画に関する要綱等 ■□■

宮古島市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 宮古島市において、児童が健やかに育つための効果的な児童環境づくりを総合的に検討し、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するために、宮古島市次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 地域協議会は「宮古島市次世代育成支援行動計画策定に関すること」について審議するものとする。

(組織)

第3条 地域協議会の委員は別表に掲げる職にある者をもって組織し、市長が委嘱する。

(役員)

- 第4条 地域協議会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 地域協議会は必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 地域協議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数の時は委員長が決する。
- 4 委員長は必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、福祉保健部児童家庭課に置き、庶務及び委員会に付議すべき事項の協議に関する事務調整等を行うものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

委員	沖縄県宮古福祉保健所長
委員	沖縄県教育庁宮古教育事務所長
委員	宮古地区民生委員・児童委員会長副会長連絡協議会長
委員	宮古島市社会福祉協議会長
委員	宮古地区婦人連合会長
委員	宮古保育士会長
委員	宮古島市法人立保育園連盟会長
委員	宮古島市保育向上連絡協議会長
委員	宮古島市学童保育連絡協議会長
委員	宮古島市母子寡婦福祉会長
委員	宮古地区子ども会育成連絡協議会長
委員	宮古地区 PTA 連合会長
委員	地域住民代表(5人以内)

宮古島市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。) 第8条に規定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するに当たり、 宮古島市次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 策定委員会の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 行動計画の策定に関すること。
 - (2) その他行動計画を策定上必要と認められる事項

(組織)

- 第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、副市長、副委員長は教育長を、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 委員長、副委員長及び委員の任期は、それぞれ充てた日から策定委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(平 20 訓令 13·一部改正)

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 委員長は、第2条に定める所掌事項に関しその進捗状況を、適宜市長に報告するものとする。

(作業部会)

- 第6条 委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告しなければならない。
- 3 作業部会は、部会長、副部会長及び委員をもって構成する。
- 4 作業部会の部会長は、児童家庭課長を、副部会長は、健康増進課長を、委員は別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 部会長は、作業部会を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて作業部会の会議を招集し、その議長となる。
- 8 部会長は、必要に応じて作業部会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(宮古島市次世代育成支援対策地域協議会との関係)

第7条 第2条に定める所掌事項に係る行動計画の策定に当たっては、別に設置する 法第21条に規定する宮古島市次世代育成支援対策地域協議会の意見要望を聴取する とともに、提言等を受けたときは、その趣旨を尊重しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部児童家庭課において処理する。

(委任)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日訓令第13号) この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

委員	企画政策部長
委員	総務部長
委員	福祉保健部長
委員	経済部長
委員	建設部長
委員	教育部長
委員	生涯学習部長
委員	城辺支所長
委員	上野支所長
委員	下地支所長
委員	伊良部支所長

別表第2(第6条関係)

委員	福祉保健部生活福祉課地域福祉係長
委員	福祉保健部障がい福祉課地域支援係長
委員	福祉保健部健康増進課保健師(係長級)
委員	教育委員会教育部学校教育課指導係長
委員	教育委員会生涯学習部社会教育課社会教育係長
委員	総務部市民生活課市民相談係長
委員	企画政策部企画調整課政策調整係長
委員	企画政策部働く女性の家補佐
委員	経済部農政課農政係長
委員	建設部住宅課整備係長

■□■ 地域協議会委員名簿 ■□■

職名	氏 名	所属	
委員長	川満 省三	宮古島市社会福祉協議会長	
副委員長	新城 悦子	宮古島市学童保育連絡協議会長	
委員	高江洲均	沖縄県宮古福祉保健所長	
委員	小禄 恒栄	沖縄県教育庁宮古教育事務所長	
委員	砂川 恵正	宮古地区民生委員・児童委員会長副会長連絡協議会長	
委員	島尻清子	宮古地区婦人連合会長	
委員	池原 和子	沖縄県保育士会宮古支部長	
委員	長田 克子	宮古島市法人立保育園連盟会長	
委員	仲間 育子	宮古島市保育向上連絡協議会長	
委員	宮国 恵子	宮古島市母子寡婦福祉会長	
委員	奥濱 実	宮古地区子ども会育成連絡協議会長	
委員	佐和田 勝彦	宮古地区 PTA 連合会長	
委員	波平 吉子	平良地域住民代表	
委員	照屋 秀雄	城辺地域住民代表	
委員	金城 景宜	下地地域住民代表	
委員	高江洲 明	上野地域住民代表	
委員	長嶺 吉和	伊良部地域住民代表	





■□■ 策定委員会委員名簿 ■□■

職名	氏 名	所 属	備 考
委員長	長濱 政治	副市長	
副委員長	下地 恵吉 川上 哲也	教育長	平成 22 年 2 月末まで 平成 22 年 3 月より
委員	古堅宗和	企画政策部長	
委員	砂川 正吉	総務部長	
委員	譜久村 基嗣	福祉保健部長	
委員	平良哲則	経済部長	
委員	友利 悦裕	建設部長	
委員	上地 廣敏	教育部長	
委員	長濱 光雄	生涯学習部長	
委員	狩俣 照雄	城辺支所長	
委員	平良 光成	上野支所長	
委員	与那嶺 大	下地支所長	
委 員	垣花 勝	伊良部支所長	



■□■ 作業部会委員名簿 ■□■

職名	氏 名	所属
部会長	下地 弘光	福祉保健部 児童家庭課長
副部会長	豊見山京子	福祉保健部 健康増進課長
委員	下地 冴子	企画政策部 企画調整課政策調整係長
委員	端慶覧 恭子	企画政策部 働く女性の家課長補佐
委員	渡久山 博和	総務部 市民生活課市民相談係長
委員	親泊 宗秀	福祉保健部 生活福祉課地域福祉係長
委員	高江洲 恵伝	福祉保健部 障がい福祉課補佐兼地域生活係長
委員	仲宗根 美佐子	福祉保健部 健康増進課調整官(保健士)
委員	砂川 好徳	経済部農政課農政係長
委員	狩俣 達雄	建設部 住宅課整備係長
委員	宮国 真佐子	教育部 学校教育課指導係長
委員	平良 和彦	生涯学習部 社会教育課社会教育係長
事務局	石川 博幸	福祉保健部 児童家庭課補佐兼庶務係長
11	砂川 芳昭	福祉保健部 児童家庭課庶務係調整官
11	仲間 功	福祉保健部 児童家庭課保育係長

營苦の子・育成プラン

(宮古島市次世代育成支援行動計画 後期)

発行:平成22年3月

発行者: 宮古島市福祉保健部児童家庭課 〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186

TEL 0980-72-3751 FAX 0980-73-1967

印刷:ぐしけん印刷

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 1307-6 TEL 0980-73-3158 FAX 0980-73-0916